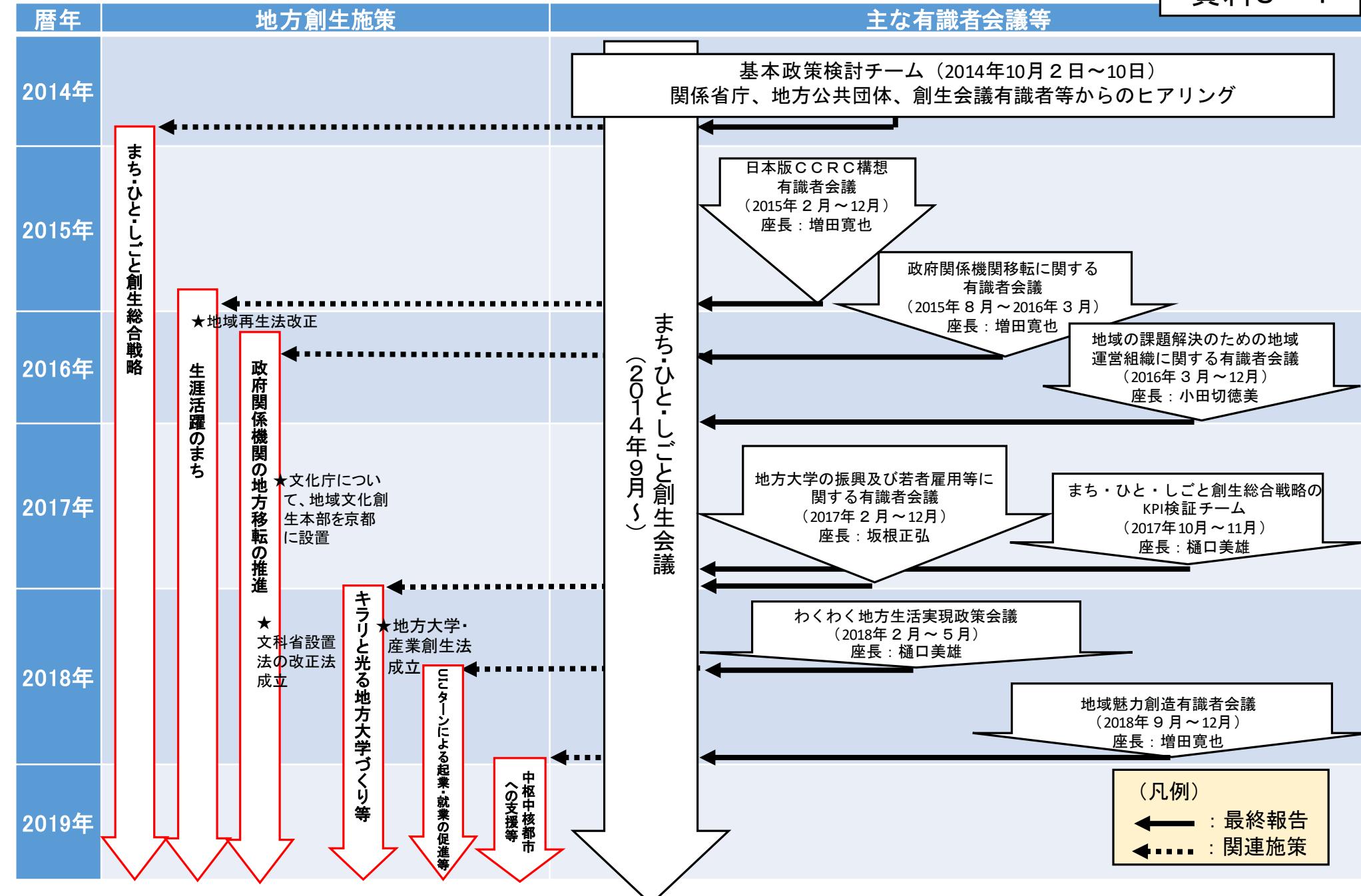


これまでの地方創生施策と主な有識者会議等

資料3-4



(参考)

主な有識者会議等の報告書（概要）

基本政策検討チーム	1
日本版 C C R C 構想有識者会議	16
政府関係機関移転に関する有識者会議	22
地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議	23
地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議	27
まち・ひと・しごと創生総合戦略の KPI 検証チーム	39
わくわく地方生活実現会議	41
地域魅力創造有識者会議	42

基本政策検討チーム報告書

—総合戦略に向けて中間的な検討状況の報告—

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

我が国の人口は、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、今後、我が国人口は、このまま何も手を打たなければ、2050年には9,708万人となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少する。

加えて、地方については、地方／東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いている。国際的にみても、首都圏への人口集中度が約3割という実態は、諸外国に比べて圧倒的に高い。

こうした人口減少は、地方経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、それ故に事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした経済・産業の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難とし、2020年の東京オリンピック開催を前に東京一極集中と人口流出の加速が始まっている。

このように、地方は、人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルに陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ競争力を弱めるおそれがあると言えよう。

こうした状況に対応するためには、以下の基本的視点から、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取組む必要がある。

① 東京一極集中に歯止めをかける。

地方から東京への人口流出に「歯止め」をかけるために、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。

人口減少を克服するためには、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

しかしながら、上記の構造的な問題の解決には長期間を要する上に、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。国及び地方は、これまでにない危機感を持って、取組む必要がある。

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

上記の構造的な課題に取組む際に、重要なのが、上記の負のスパイラルに歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。

都市部では、仕事さえあれば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境を作り出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、経済の状況や変動に応じた円滑な雇用のミスマッチへの対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若年世代が地方で安心して働くようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、そのために、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化などに取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大に取組む。

(2) ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、若者の地方での就業を高めるとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

また、くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにチャレンジできるよう、結婚から、出産、子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の活性化が必要となる。

このため、中山間地域等において地域の縊の中で人々が心豊かに生活できる環境の確保に向けた夢を持った取組を支援するとともに、地方都市の連携の促進や大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応など、それぞれ地域の特性に即した地域課題の解決と活性化に取組む。

これらの取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、各政策が「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自立的かつ持続的な好循環の確立につなげなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づ

き、各政策がバラバラになることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮も含めて成果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

こうした課題意識から、基本政策検討チームは、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画し、地方自治体の首長や関係府省庁からヒアリングや意見交換を行い、地方創生に関する各府省庁の新たな政策の在り方を中心に検証し、今後のあるべき総合的な戦略の方向性等について検討を行った。本報告書は、年末の総合戦略の策定に向けた、その中間的な検討状況の報告である。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

これまで講じられてきた、地域経済雇用対策や少子化対策は、個々のレベルでは一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない。その要因として、次の5点が挙げられる。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営・事業人材の育成確保に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、重複、小粒な事業が乱立する傾向にある。また、施策の施行現場でも、例えば、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した山梨県が移住希望地第2位に急上昇したことなど、縦割り排除の効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁別の個別補助金は、個別政策目的の観点から実施される分、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、プロジェクト事業では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、政策検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でない、適切かつ客観的な成果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に、根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な取組

従来の対策の中には、対症療法的なものにとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の政策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の取組が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにも関わらず、中長期的な展望やプランを持たずに、モデル事業という形で単年度ベースの政策や短期間で変更・廃止を繰り返しているケースが多い。また、専門性が求められる分野において、地方自治体における専門家の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現していくため、次の5つの原則に基づき、施策の展開を図ることが必要である。

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものとする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐこととする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取組むことを支援する施策に重点を置くこととする。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等における地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組みなども含まれる。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態にあった施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、地方版の総合戦略を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる「枠組み」を整備し、国は利用者側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるために、ひと・しごとの移転・創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民・企業・金融機関・教育機関等を含めた産官学金労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCA¹メカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うこととする。

3. 地域主体の取組体制とPDCAの整備

上記5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たり、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持って戦略を推進することが必要である。そのためには、各地域経済・社会の実態に関する分析をしっかりと行い、中期的な視野で改善を図っていくためのPDCAの「枠組み」を確立することが不可欠であり、具体的には、以下のような方針に基づき地方を主体とした「枠組み」の構築に取り組んでいく必要がある。

(1) データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

各地域は、産業や人口、社会インフラなどの現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、各地域の強み・弱みなど特性に即した地域課題を抽出し各戦略に位置づける。国は、ビッグデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地域による地域課題の抽出作業をデータ分析面、人材面から支援する。

¹ 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を継続的に繰り返し、当該事業活動の管理・改善を行う手法。

(2) 「5か年戦略」の策定

上記（1）で行った分析を踏まえ、各自治体は、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定する。国は、日本全体の人口動向を分析し、将来展望を示す「長期ビジョン」とそれを踏まえた今後5か年の「総合戦略」を策定し、地方と連携して、地方創生に取組む。

(3) PDCAサイクルの「見える化」

各自治体は、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、各「地方版総合戦略」の進捗をアウトカム指標を原則とした客観的指標(KPI²)で検証し・改善する仕組み(PDCAサイクル)を確立する。国における「総合戦略」の推進に当たっても同様である。

(4) 地域間の連携推進

各市町村は、「ひと」と「しごと」の好循環確立に有効と考えられる場合は、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行った上で、抽出された課題を各自治体の「総合戦略」に反映させる。都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。国は、自治体間の広域連携に関し、経済成長の牽引等の機能を有する「新たな都市圏」の「圏域」概念の統一、財政面やデータ分析面での支援などを行う。

(5) 国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

国は、各地方の取組を支援する施策を用意するに当たり、各地域の取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標、内容や条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。また、国は、各地域の特性を生かした個性あふれた地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化を進める。さらに、小規模の市町村に国家公務員等を派遣する「日本版シティマネージャー」派遣制度や、市町村等の要望に応じ当該地域に愛着を持つ各府省庁の職員を相談窓口として選任する「地方創生コンシェルジュ」制度による人的支援を行う。

4. 総合戦略の企画と取組の実施を担う人材の育成と確保

上記3. の実現に当たっては、地域の特性や資産を的確に把握し、「総合戦略」の企画立案、PDCAサイクル管理や、各施策・事業の的確な運営、地域の起業・産業の経営改善を担える、地域内外の有能なマネジメント人材を育成・確保し、活用する必要がある。このため、国と地方は協力して、こうした機能を担える高度人材の円滑な確保や、地域での育成の枠組みについて、早急に検討を行い、その実現を図ることが必要である。

² Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略（2013年6月）でも設定されている。

III. 今後の施策の方向

地方創生に向けて、地方自治体はそれぞれの地域の実情に応じて主体的に「地方版総合戦略」を策定する。そこで、国は5原則に基づきつつ、地方自治体が企画・実施する施策に対応する支援策のメニューを整備し、関係府省庁が一体となって地方自治体の取組を支援していく必要がある。その際には、各府省庁・制度別の「縦割り」ではなく、各施策を総合的・有機的な「政策パッケージ」に組み込みつつ、「時間軸」を考慮して優先度に応じて戦略を実行していくことが重要となる。

以下に示す国の支援政策パッケージや検討政策例は、短期的に実施が可能な施策と構造的な改革を視野に入れて中長期に継続的に実施すべき施策の両方が含まれている。それぞれの施策の内容に応じ、上記の観点から具体的な工程表を検討するとともに、各地域における地方版の総合戦略の策定状況などの必要な体制整備の状況を確認しつつ支援していかなければならない。

1. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働くようにする

(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

【考え方】

- ・全国各地の産業構造や地域の特性は大きく異なっていることから、地域特性を踏まえた経済雇用戦略を展開する必要がある。このため、地方の段階において「縦割り」や「重複」を排除し、各分野の政策を統合的に立案し、推進していくための体制を整備する必要がある。
- ・このため、地方自治体が定量的・客観的なデータ分析に基づき、地方版総合戦略を策定できるように支援するため、ビッグデータを活用した「地域経済分析システム」を開発し分析するとともに、その分析手法を普及・伝達する。
- ・また、地方自治体において、地域経済雇用・科学技術イノベーション創出に関する産官学金労が連携した統合戦略本部を各都道府県に整備し、圏域を超えた取組も視野に入れつつ、各政策の統一的な立案と運用を確保するとともに、地方の創意工夫を活かした地域雇用の創出を進める必要がある。
- ・人口減少が進む地域において、地域生活を支える各種サービスが安定的・効率的に提供されるよう、事業主体の在り方を検討する必要がある。

【実現方策例】

- ◆地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◆行政機関・産業界・大学・金融機関・労働団体が連携した地域の統合戦略本部の整備

- ◆地方の創意工夫や科学技術イノベーションを活かした地域雇用創出に対する支援
- ◆地域を支えるサービス事業主体の確立

(イ) 大都市から地方への「人材還流システム」の構築等

【考え方】

- ・地域活性化には、地域企業に必要な人材を大都市圏から地方へ還流させる取組が極めて重要であるが、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策については、それぞれの役割分担や連携を明確にしていく必要がある。
- ・このため、地域の人材の確保育成に関する各府省庁の役割分担を明確化した上で、各施策を連携・パッケージ化し、分野横断的に取組む必要がある。

【実現方策例】

- ◆地域中小企業へのUIJターンを推進する「地域人材バンク」設置
- ◆新規就農・就業者への総合的支援
- ◆中堅・中小企業の事業経営に参画する「高度人材」の派遣支援
- ◆大学・専門学校・高専等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- ◆若い世代の雇用安定・待遇改善、職業人材の育成支援
- ◆女性やシニアなども活躍できる社会の実現
- ◆業種・事業規模に応じた雇用確保・人材育成支援

(ウ) 地域を支える個別産業分野の戦略推進

<サービス産業>

【考え方】

- ・地域雇用の過半を支えるサービス産業において、雇用の「質と量」を確保するため、サービス産業の付加価値を向上させ、相応の賃金が得られ、安定した雇用を確保することが極めて重要である。
- ・サービス産業は業種が多岐にわたっており、業種ごとに特性が異なる。このため、地域の経済雇用に与える影響が大きく、集中的に取組むべき業種ごとに、サービス産業の活性化、付加価値の向上策について、金融機関の機能強化も含め検討する必要がある。

【実現方策例】

- ◆付加価値の向上策の先進事例の抽出と横展開
- ◆地域の大学等におけるサービス経営人材の育成
- ◆地域の新産業として期待されるヘルスケア産業の創出支援

<農林水産業>

【考え方】

- ・農林漁業総産出額の減少、耕作放棄地の増加、農林漁業従事者の高齢化が深刻となっている。地域を支える農林水産業の成長産業化を目指す政策の強化が必要。
- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、産業界と農林水産業とが連携しつつ、若者にも魅力ある基幹産業に転換させる必要がある。

【実現方策例】

- ◆農林水産業の生産現場の強化（農地中間管理機構による農地の集積、コメの生産調整見直し、国産材安定供給体制の構築、水産資源管理の強化、漁業の構造改革の推進等）
- ◆バリューチェーンの構築（農林漁業成長産業化ファンドの活用等による6次産業化の推進）
- ◆需要フロンティアの拡大（農林水産物の輸出拡大、日本の食文化・食産業の海外展開、公共建築物の木造化、CLT³等新技術の導入、木質バイオマス発電の推進など）

<観光の振興、地域資源の活用>

【考え方】

- ・東京周辺やゴールデンルートに訪日外国人が集中しており、来訪者が不便を感じずに地方を周遊・滞在できる広域観光周遊ルートの形成などの環境づくりと国内外への発信力の強化が必要。
- ・地域資源の活用は単品にとどまりがちで、地域経済への波及が限定的であったことから、観光資源、農林水産品等の地域資源を組み合わせるなど、「ジャパンブランド」、「地域ブランド」による付加価値向上を図る必要がある。

【実現方策例】

- ◆広域観光周遊ルートの形成・発信、観光地域づくりの推進(日本版DMO⁴)の取組や受入環境整備との一体的推進、消費税免税店の拡大
- ◆地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発等を支援
- ◆「地域ブランド」の確立等付加価値の向上
- ◆「消費者志向ブランド」への需要拡大に向けた環境整備
- ◆地域の產品、歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

³ Cross Laminated Timber の略。層が直交するように重ねて接着した大判の木材パネル。断熱性や遮音性に優れるほか、環境性能が高い。

⁴ Destination Marketing/Management Organization の略。地域の観光マーケティングやマネジメントを行う機関。

(エ) 個人事業者等による創業を通じた地域における新たなビジネスの創造

【考え方】

- ・地域の新陳代謝を促すため、ベンチャー企業による新たなビジネスの創造や雇用の創出や、既存企業が新たな事業分野に挑戦する「第二創業」を支援する。
- ・また、信用力が十分でないベンチャー企業は、官公需の受注機会が限られていることから、官公需への参入を促進する必要がある。

【実現方策例】

- ◆創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援
- ◆大企業を含む創業協議会創設、ベンチャー企業とのネットワーク形成
- ◆官公需への新規中小企業の参入促進支援
- ◆新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化
- ◆個人事業主の起業の推進

(オ) 地域における国際競争力の強化

【考え方】

- ・特定の製品分野で国内外において高いシェアを維持し、高い収益力を誇るとともに、地域で多数の取引先が存在する NT（ニッチトップ）・GNT（グローバルニッチトップ）企業⁵は、地域経済のけん引役として重要な役割を果たしている。こうした中堅・中小企業を、関係府省庁の連携の下で支援し、そのサプライチェーン全体を含めた地域経済の活性化を図る。
- ・日本の対内直接投資残高の対 GDP 比率は 3.8%（2013 年末）と、OECD 平均の 30% と比較して極めて低く、199か国中 196 位で、その 7 割が東京に偏在している。地方には大きな潜在的外資誘致ニーズがあることから、地方自治体と連携して地方への対内直接投資を促進する必要がある。

【実現方策例】

- ◆NT・GNT 企業を育成するための中堅・中小企業の支援
- ◆中堅・中小企業に対する技術ニーズ・シーズのマッチング支援の実施
- ◆海外ニーズとのマッチング強化による、海外販路開拓の支援
- ◆外国企業の地方への対内直接投資を促進するため、地方自治体と連携したトップセールスの機会を積極的に形成

⁵ GNT（グローバルニッチトップ）企業とは、特定の製品分野でトップクラスの世界シェアを有する企業のこと。技術力を生かして国内市場で NT（ニッチトップ）企業となった後、GNT 企業へと発展していく企業が多い。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

【考え方】

- ・地方圏から東京圏への転入超過（毎年10万人程度）は、大学入学時及び大学卒業・就職時の若い世代に集中している。
- ・一方、東京在住者の4割、特に10代・20代男女の47%が地方への移住を検討したいと回答。移住するまでの不安・懸念としては、雇用・就労のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。
- ・地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要。また、住み替え支援、都市農村交流の推進のほか、「二地域居住」の本格的な推進策の検討が必要。
- ・また、都会の高齢者が移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体（「日本版CCRC」⁶）について検討を進める。

【実現方策例】

- ◆関連情報の一元化・ワンストップ支援、「全国移住促進センター（仮称）」の設置
- ◆住み替え支援、都市農村交流
- ◆「二地域居住」の本格支援（お試し居住を含む）
- ◆「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充
- ◆「日本版CCRC」の検討

(イ) 企業の地方拠点機能強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【考え方】

- ・企業の本社等の東京圏への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。
- ・本社機能の一部移転等の地方拠点拡大や企業の「地方採用枠拡大」に向け、官民挙げての取組を推進する必要がある。
- ・また、政府関係機関について、地方への移転を進める必要がある。

【実現方策例】

- ◆政府関係機関の地方移転
- ◆企業における本社機能一部移転を含む地方拠点の拡大、地方採用拡大
- ◆遠隔勤務（サテライトオフィス⁷、テレワーク⁸の促進）

⁶ 米国等では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動などに参加できる環境を提供する地域共同体（Continuing Care Retirement Community）が普及している。

⁷ 企業等の本拠から離れた場所に設置されたオフィス。

(ウ) 地方大学等の活性化

【考え方】

- ・地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、魅力ある雇用がないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことがあげられる。
- ・地方大学や高等専門学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進するとともに、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。
- ・また、地方大学等への進学、地元企業への就職等を促進するためのインセンティブ付与のための措置が必要。

【実現方策例】

- ◆地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進
- ◆高専、専門学校、職業系高校等の人材育成機能の強化
- ◆地域産業の振興を担う人材育成
- ◆地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置
- ◆地域に誇りを持つ教育の強化

(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア)若い世代の経済的安定

【考え方】

- ・独身男女の約9割は結婚意思を持ち、希望子ど�数も2人以上である一方、未婚率は上昇し、夫婦の子ど�数は長期的に減少傾向にあり、結婚・出産・子育ての希望がかなっていない現状にある。結婚を実現できない背景には、雇用は不安定で所得が低い状況があると指摘されている。
- ・若い世代が希望通り結婚し、子どもが持てるような年収水準（例えば独身で300万円、夫婦で500万円）を確保する安定的雇用が必要。

【実現方策例】

- ◆結婚が可能となる年収水準を実現する安定的雇用を目指した取組の推進
- ◆地域の実情に応じた結婚支援

⁸ 情報通信機器を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

(イ) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

【考え方】

- ・妊娠・出産支援や子育て支援がそれぞれ進められているものの、行政の窓口や担当機関が異なっており、連携のとれた切れ目ない支援体制となっていないなどの課題がある。
- ・フィンランド等では包括的な相談支援機関（ネウボラ）の支援がなされており、日本においても地域の包括的な支援センター整備が望まれる。

【実現方策例】

- ◆妊娠・出産・子育ての包括的相談支援、子ども・子育て支援新制度と一緒にを行う「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」整備
- ◆地域の助産師等の活用

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

【考え方】

- ・子育て支援が、質・量両面にわたって十分ではなく、これまでの少子化対策にとらわれることのない取組が必要。
- ・2015年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、一元的な支援体制の構築が図られるが、その円滑な実施を図る必要がある。
- ・公共施設の利用料設定の在り方など社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」に対する支援等に取組む必要がある。

【実現方策例】

- ◆「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築
- ◆地方において安心して子育てができるよう、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施
- ◆社会全体で多子世帯を支援する仕組み構築や「三世代同居・近居」の支援

(エ) ワークライフバランスの実現（働き方改革）

【考え方】

- ・長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な家事・育児の役割分担意識の存在などが妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントや女性の育児負担をより大きくさせている。
- ・このため、ワークライフバランスの実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに子育て環境を改善することが必要である。

【実現方策例】

- ◆育児休業の拡充（事業主に対する経済的支援の充実など）
- ◆所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、企業別の合計特殊出生率の公表を推進しているリーディングカンパニーの取組を幅広く普及させる施策の促進
- ◆地域における少子化対策の総合的推進
- ◆地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ◆地域や職務を限定した多様な正社員の普及
- ◆長時間労働を是正するための総合的な取組
- ◆転勤を含む働き方の見直し

（4）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る

（ア）中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

【考え方】

- ・中山間地域等では、人口減少に伴い、「小さな拠点」において住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、商業、物流等）の維持を図っていくことが課題。

【実現方策例】

- ◆基幹となる集落への機能・サービス集約化、周辺集落とのネットワーク構築、運営体制の整備等による「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成
- ◆地域の実情に応じたコミュニティの日常生活サービス提供機能維持
- ◆地域の実情に応じたコミュニティの活性化（文化・芸術・スポーツ・生涯学習活動など）
- ◆地域を支えるサービス事業主体の確立（再掲）

（イ）地方都市における経済・生活圏の形成

【考え方】

- ・地方都市では、都市構造が無秩序に外延化し、生活の利便性の低下や経営上の非効率が問題となっており、活力ある経済・生活圏が課題。

【実現方策例】

- ◆都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成

（ウ）大都市圏における安心な暮らしの確保

【考え方】

- ・大都市圏では、急速な高齢化や単身化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大しており、これへの総合的な対応が課題。

【実現方策例】

- ◆首都圏における医療・介護問題に関する連携協議
- ◆大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【考え方】

- ・インフラを含む公共施設の維持管理・更新の課題に対し、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要。

【実現方策例】

- ◆中長期的な維持管理・更新等のトータルコスト縮減・予算平準化
- ◆公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用
- ◆空き家対策の推進、中古住宅市場の整備

(5) 地域と地域を連携する

(ア) 地域連携による経済・生活圏の形成

【考え方】

- ・地方では、人口の流出に歯止めがかかっていない一方、生活の利便性の低下等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携が課題。

【実現方策例】

- ◆「新たな都市圏」の形成
 - ・「圏域」概念の統一（地方中枢拠点都市圏、都市雇用圏及び高次地方都市連合）
 - ・圏域全体の経済成長の牽引等の機能の発揮
- ◆「定住自立圏」の形成（人口5万人程度以上の中心市と近隣市町村の役割分担と連携の推進）の促進

2. 社会保障制度・地方交付税・税制・地方分権等の検討

人口減少克服という息の長い取組の着地点となる効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築に向けて、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度について、理念や基本的考え方を検討する必要がある。

【実現方策例】

- ◆地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置
- ◆地域間の税源の偏在是正の推進、「ふるさと納税」の拡充等の税制見直し
- ◆創意工夫により魅力あふれる地域を造る地方分権改革（農地転用許可に関する制度等地方6団体要望への対応）の推進
- ◆規制改革

「生涯活躍のまち」構想①－基本的な考え方－

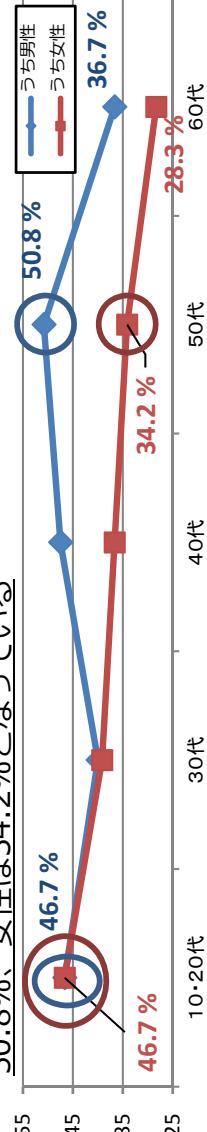
- ◎ 「生涯活躍のまち」構想は、「東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けられることができるような地域づくり」を目指すもの。

構想の意義

構想が目指す基本方向

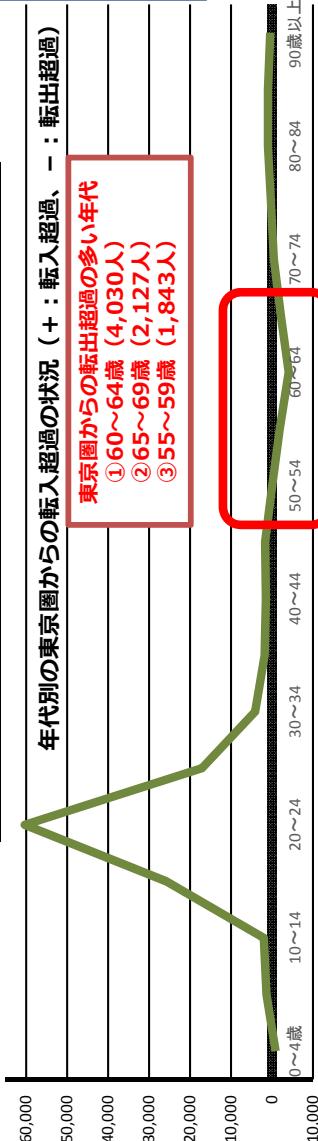
① 高齢者的地方移住の希望実現

・東京在住者の意向調査によると、地方の移住希望者は、50代では男性は50.8%、女性は34.2%となっている



② 地方へのひとの流れの推進

・年齢階級別の東京圏からの移住状況は、ほとんどどの年齢階級で東京圏へ転入超過となっている中、50~60代は、東京圏からの転出超過になっている



③ 東京圏の高齢化問題への対応

・東京圏では今後急速に高齢化が進む。特に75歳以上の後期高齢者は2025年までの10年間で約175万人増大し、医療介護の確保が大きな課題となる

	2015年	2025年	増加数 (万人)
東京都	147.3	197.7	50.5
神奈川県	101.6	148.5	47.0
埼玉県	76.5	117.7	41.2
千葉県	71.7	108.2	36.6
一都三県	397.0	572.1	175.2

① 東京圏をはじめ地域の高齢者の希望に応じた地方や「まちなか」などへの移住支援

・移住希望者に対してきめ細かな支援を行う。東京圏等から地方へといった広域的な移動を伴う移住のみならず、「まちなか」への転居など地域内での移動を伴う取組も想定

② 健康でアクティブな生活の実現

・健康な段階からの入居を基本とし、目標志向型の「生涯活躍プラン」に基づき、健康づくりや就労、生涯学習など社会活動に主体的に参加することを目指す

③ 地域社会（多世代）との協働

・入居者が地域社会に積極的に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献でできる環境を実現する。ソフト面全般にわたる「運営推進機能」の整備や、地域包括ケア関連施策との連携も重要

④ 「継続的なケア」の確保

・医療介護が必要となつた時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保。重度になつても地域に居住しつつ介護サービスを受けることを基本とする

⑤ IT活用などによる効率的なサービス提供

・医療介護人材の不足に対応し、ITや多様な人材の活用、高齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う

⑥ 入居者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

・入居者自身がコミュニケーションの運営に参画するという視点を重視

⑦ 構想の実現に向けた多様な支援

・情報支援、人的支援、政策支援により構想の具体化を後押し

「生涯活躍のまち」構想②－構想の具体像－

- ◎「生涯活躍のまち」構想の具体像を「入居者」「立地・居住環境」「サービスの提供」「事業運営」の観点から提示。
- 構想の趣旨から一定水準を確保する一方で、地域の特性やニーズに即した「多様性」を尊重することが必要。
- ◎構想に求められる要件は、①入居者の安心・安全の確保などの視点から、地域の事情に関わりなく遵守しなければならない「共通必須項目」と②地域の特性や希望する地域づくりに応じた「選択項目」に区分される。

◎入居者の安心・安全を確保する = 「共通必須項目」

I.入居者

- ①入居希望者の意思確認 → 構想の基本理念を理解し、入居意思が明確な者とすることが必要。意思確認のための丁寧なプロセス（事前相談・意見聴取、お試し居住など）を用意
- ②入居者の健康状態 → 健康な段階からの入居が基本。要介護者も排除しない
- ③入居者の年齢 → 早めの住み替えや、入居する地域での活躍を念頭に、50代以上を中心とした幅広い年齢構成とすることが望ましい

◎地域の特性や強みを活かす = 「選択項目」

I.入居者

- ①入居者の住み替え元形態 → 「広域移住型」 ⇔ 「近隣転居型」
②入居者の所得等 → 一般的な退職者を基本としつつ、富裕層も想定
③入居者の属性 → リターン・趣味嗜好等の「個人のニーズ」や、地域の求める専門知識・技術等の「地域のニーズ」に着目し、地域の実情に応じて募集。その際、入居者の属性に応じた支援が重要

II.立地・居住環境

- ①地域社会（多世代）交流・協働 → 高齢者が地域社会に溶け込み、多世代と交流・協働できる環境を整備
- ②自立した生活ができる居住空間 → 共同生活と個人生活のバランスに配慮し、安心して自立した生活が送れる居住環境を提供
- ③生活全般のコーディネート（運営推進機能） → 「地域交流拠点」を整備し、入居者の生活全般を支えるコーディネーターを配置

III.サービスの提供

- ①住み替えサービス → 高齢者の現在の持ち家等を若年層などに売つたり貸したりできるような支援
- ②就労・社会参加支援サービス等 → 地域の特性や個人のニーズに応じ、就労・社会参加・生涯学習など多様なプログラム

IV.事業運営

- ①多様な事業主体の参画 ②事業主体に応じた経営面の工夫や初期費用・維持費用の抑制 ③コミュニティの人口構成維持

入居者

立地・居住環境

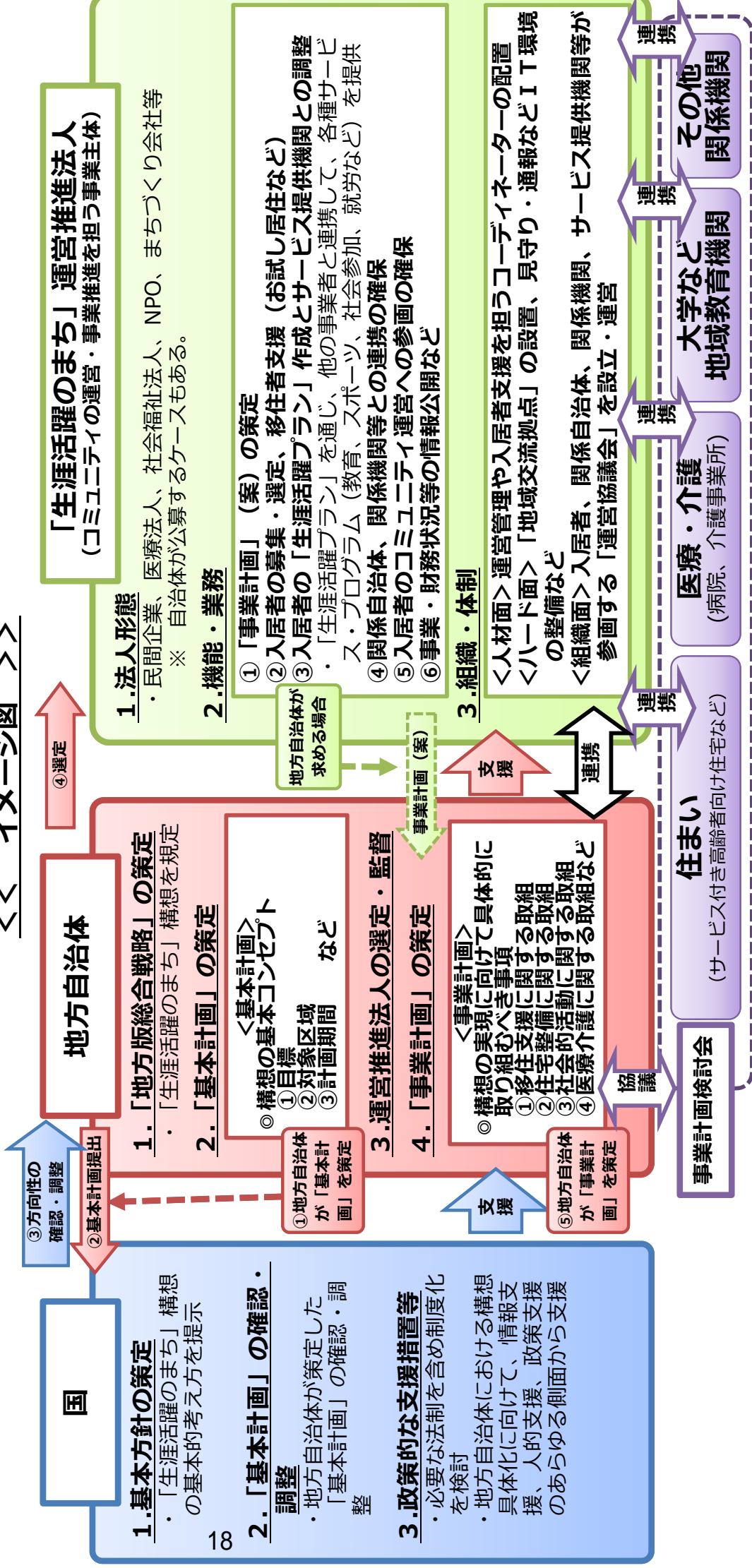
サービスの提供

事業運営

「生涯活躍のまち」構想③－各主体の役割分担と連携－

- 国:構想に関する基本方針を策定するとともに、地方自治体や事業主体を支援するため、情報支援、人的支援、政策支援のあらゆる側面から支援。
- 地方自治体:地域の特性や強みを活かして具体的な構想を検討し、地域の関係事業者等と協力しながら、基本計画の策定、運営推進機能を担う事業主体の選定、事業計画の策定等を行う。
- 事業主体（運営推進法人）:地方自治体の基本コンセプトを踏まえ、地域交流拠点の設置やコーディネーターの配置、関係事業者との連携により、入居者に対するサービス提供やコミュニティの運営を行う。

<< イメージ図 >>



「生涯活躍のまち」構想④－事業化プロセス－

◎ 「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組として、まずは、地方自治体が、地域の特性や強みを活かした、構想の基本コンセプトを固め、地域の実情に応じた構想をとりまとめることが重要。この構想に基づき、地方自治体は「基本計画」を策定するととともに、適切な事業主体を選定し、関係事業者と協力しながら事業化に取り組む。

1. 構想の検討、「基本計画」の策定

(1) 検討組織の設置

- 府内の部局横断的な検討組織の設置や、官民の構想検討会議の設置（産業界、教育機関、地域金融機関など地域関係者が参加）など



(2) 構想のとりまとめ、「地方版総合戦略」への反映

- ①官民の構想検討会議において、構想の方向性や基本コンセプトについて議論・意見聴取 → 構想をとりまとめ
- ②とりまとめた構想を「地方版総合戦略」において検討（産官学金労言・議会において審議・検討）➡「地方版総合戦略」に反映



(3) 生涯活躍のまち基本計画（仮称）（基本計画）の策定

- 事業を行う対象区域や計画期間、計画を通じた目標などを設定
- ※構想の策定に向けた検討とあわせて「基本計画」についても一体的に検討・議論を行うことも考えられる

(2) 生涯活躍のまち事業計画（仮称）（事業計画）の策定

- 入居希望者に対する事前相談、「お試し居住」や「二地域居住」などを実施

※入居者募集の際は、入居者の出身地や趣味嗜好などの「個人的なニーズ」、地域が求める専門知識・技術をもつた「地域のニーズ」に着目して取組を行うことが重要

※入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要となる事態を避けることができるなど、コミュニケーションの持続的安定性の点で望ましい

- 構想の実現に向けて、「基本計画」の内容を踏まえ具体的に取り組むべき事項を記載

・事業対象区域への移住を希望する者への情報の提供、お試し居住や二地域居住などの取組
・高齢者に適した住宅の整備やまちづくりに向けた取組
・高齢者の就労や生涯学習など社会活動への参加に向けた取組
・医療・介護サービスの提供体制・関係機関との連携に向けた取組

- 「基本計画」を策定した自治体のほか、地域の様々な関係者が参画する「生涯活躍のまち事業計画検討会（仮称）」を設置し、「事業計画」に盛り込まれる内容について協議し、多様な意見を適切に反映

(3) 入居募集

- 入居希望者に対する事前相談、「お試し居住」や「二地域居住」などを実施

※入居者募集の際は、入居者の出身地や趣味嗜好などの「個人的なニーズ」、地域が求める専門知識・技術をもつた「地域のニーズ」に着目して取組を行うことが重要

※入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要となる事態を避けることができるなど、コミュニケーションの持続的安定性の点で望ましい

2. 事業化に向けた取組

(1) 事業主体の選定

- 「生涯活躍のまち」事業の運営推進機能を担う事業主体（運営推進法人）を選定
- ※地域の実情に即して、公募して運営推進法人を選定することも可能



(2) 生涯活躍のまち事業計画（仮称）（事業計画）の策定

- 構想の実現に向けて、「基本計画」の内容を踏まえ具体的に取り組むべき事項を記載

・事業対象区域への移住を希望する者への情報の提供、お試し居住や二地域居住などの取組
・高齢者に適した住宅の整備やまちづくりに向けた取組
・高齢者の就労や生涯学習など社会活動への参加に向けた取組
・医療・介護サービスの提供体制・関係機関との連携に向けた取組

- 「基本計画」を策定した自治体のほか、地域の様々な関係者が参画する「生涯活躍のまち事業計画検討会（仮称）」を設置し、「事業計画」に盛り込まれる内容について協議し、多様な意見を適切に反映

(3) 入居募集

- 入居希望者に対する事前相談、「お試し居住」や「二地域居住」などを実施

※入居者募集の際は、入居者の出身地や趣味嗜好などの「個人的なニーズ」、地域が求める専門知識・技術をもつた「地域のニーズ」に着目して取組を行うことが重要

※入居者を特定の年齢に偏らずに幅広い年齢構成とすることが、入居後ある時期にケアが一斉に必要となる事態を避けることができるなど、コミュニケーションの持続的安定性の点で望ましい

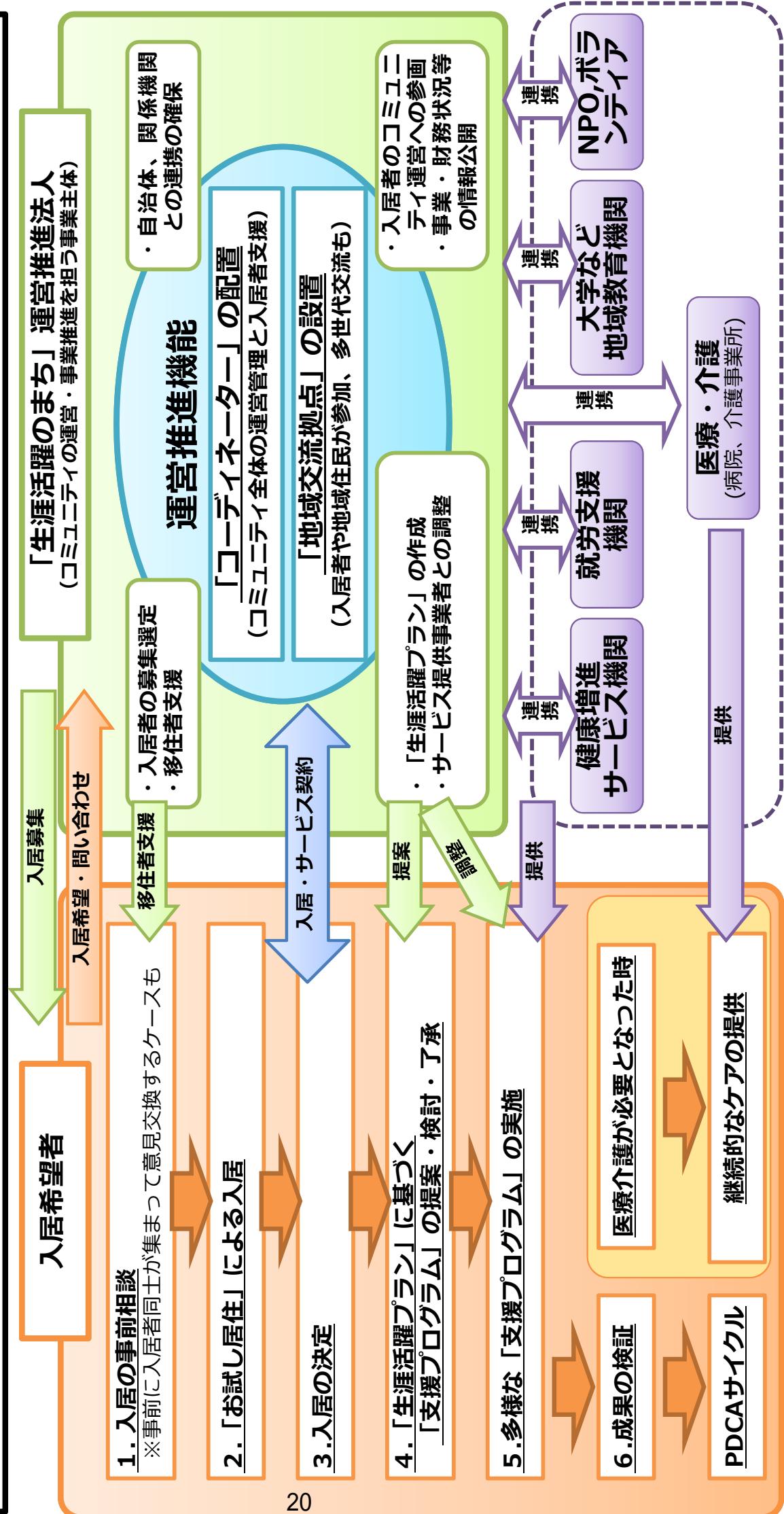
3. 事業の開始（入居開始）



※「生涯活躍のまち」構想を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者ののみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要

「生涯活躍のまち」構想⑤－入居・サービス利用－

- ◎入居希望者に対しては、「生涯活躍プラン」を用意するほか、多様な移住支援を行う。入居後は、個々人のニーズに応じた「生涯活躍プラン」が提供され、「健康でアクティブな生活」の実現が図られるようになる。医療介護が必要となつた時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保する。
- ◎その実現のため、事業主体（運営推進法人）は、「地域交流拠点」を整備するとともに、運営管理や入居者支援を担う「コードイネーター」を配置する。



「生涯活躍のまち」構想⑥－構想実現に向けた支援－

◎国は、地方自治体が主体的に「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向けた取組を円滑に進めることができるように、「情報支援」「人的支援」「政策支援」のあらゆる側面から、地方自治体や事業主体が実施する事業を支援。各種支援を通じて浮かび上がるニーズ・課題を政策支援等に反映し、取組を進めていく。

■情報支援

○構想の具体化プロセスに関する「手引き」を策定
⇒構想の具体化にあたって参考になりうる具体的な事例や活用しうる施策の周知・活用促進

■人的支援

○構想に関する取組の普及・横展開を図るために、「生涯活躍のまち支援チーム（仮称）」を立ち上げ、関係省庁が連携して積極的な支援を実施

⇒「生涯活躍のまち」構想の推進意向がある地方自治体の取組を通じて、地域における課題やニーズを把握・検討し、必要に応じて政策支援等に反映していく

21

■政策支援

①構想の実現に向けた制度化
⇒高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進めるために、「生涯活躍のまち」構想について必要な法制を含め制度化を検討

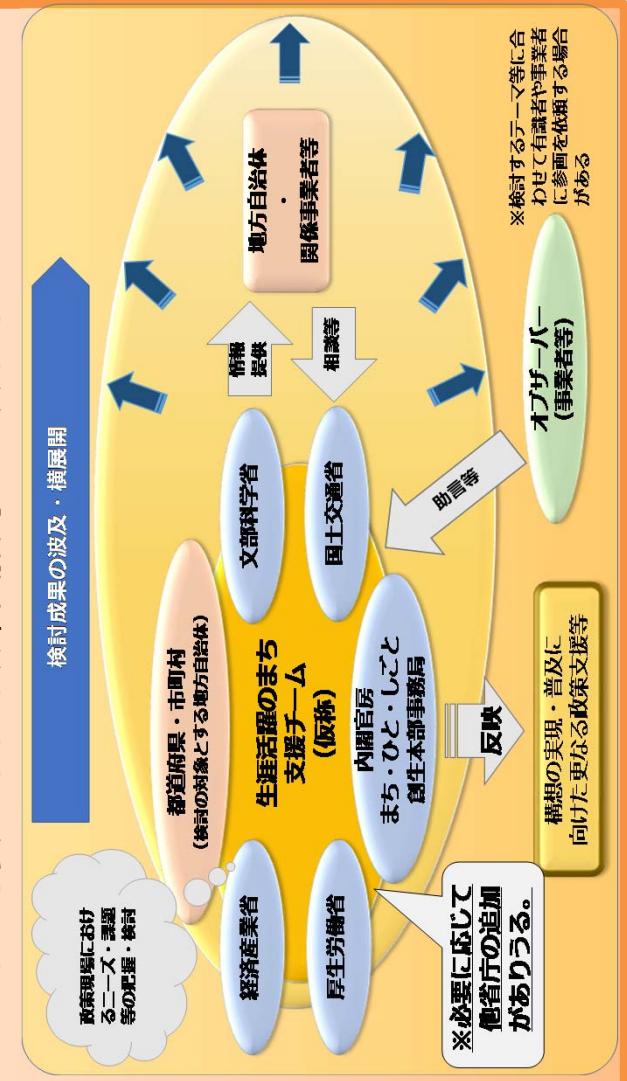
②既存制度・事業の活用促進
⇒移住相談からソフト面・ハード面の環境整備まで既存制度等の活用を促進

③財政的支援（新型交付金）を通じた先駆的な取組の支援
⇒「新型交付金」を活用し、地域に合った構想の実現を財政面から支援

④円滑な住み替えに向けた中古住宅の流通の促進
⇒中古住宅市場の活性化により、住み替え先における比較的安価な居住の場の確保、住み替え前の住居の円滑な資金化を推進

⑤構想の実現において大学等の教育機関に期待される役割
⇒大学においては、生涯学習・学び直しの機会の提供や、大学の人材・知見・研究成果等の活用などの中間組織が期待

⑥介護保険制度における財政調整の見直し
⇒現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向け調整交付金の配分方法の見直しを検討



政府関係機関の地方移転に係る対応方針の概要

1 今般の政府関係機関の地方移転の目的を踏まえた検討の方針

(1) 検討のポイント（共通事項）

- ① 全国の中で、なぜそこへ行くのか
- ② 移転により、単に人が増加する以上に、地域の発展につながるか
- ③ 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ④ ②③のための自治体・民間等の協力・受入体制の用意があるか
- ⑤ 国の新たな財政負担は極力抑制、組織・人員の肥大化を抑制

(2) 研究機関・研修機関等について

組織の移転をすると機能の維持が困難となる場合でも、地域の研究機関等との連携を図ることで、一部の機能の移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の向上も期待できるものを検討。

2 今後の進め方

(1) 研究機関・研修機関等

「具体的な検討を進める提案」については、関係者間で更なる詳細な検討を行い、今年度末までに成案を得ることを目指す。

これに該当しないものも、道府県が希望するものは、引き続き検討。

(2) 今年度末の基本方針の決定に当たっては、地方創生に資する施策との連携、地域イノベーション関連施策との連携も検討。

今後の政府関係機関新設に当たっては、東京圏内での立地が必要なものと除き、東京圏外での立地を検討。

(3) 中央省庁に係る地方移転の検討については、年内は論点整理。今年度末までに成案を得ることを目指す。

地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けた最終報告【概要①】

1. 地域運営組織の考え方

(1) 地域運営組織の現状

- 全国494市町村で1680団体が活動（H28年度総務省調査）
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等の高齢者の暮らしを支える活動が多い
- 子育て支援や児童教育、公民館活動による生涯学習等の社会教育を担う事例もある

(2) 地域運営組織の分類

地域運営組織は、

- 「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離した「分離型」がある

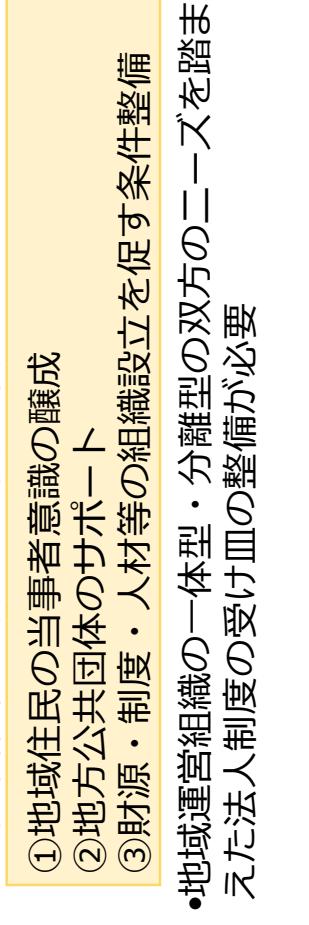
地域運営組織の活動事例の分類

経済活動重視

《一体型》



《分離型》



(3) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域住民の生活の質を向上させていくため、地域住民が自らの必要性に基づいて組織するもの
- 基本理念：自分たちできることは自分たちで行う
- 自主的な活動に基づく組織であり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合には、権利能力を持たせるため法人格を取得する必要性が増大

・地域運営組織の基本的要素

- ①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属する
- ②経済活動を含む地域の共同活動を行うこと
- ③一定の区域を基礎とした組織であること

- 社会科学的には、地域運営組織は公的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがる

・地域運営組織の設立に必要な環境

- ①地域住民の当事者意識の醸成
- ②地方公共団体のサポート
- ③財源・制度・人材等の組織設立を促す条件整備

・地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けた最終報告【概要②】

2. 地域運営組織の取組を推進するまでの課題と解決方策

(1) 法人化の推進

- ・地域運営組織の活動は多様であり、これまでNPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社等の多様な法人制度が活用されているが、現行法人制度の有効活用に加え、多様な法人類型の整備の検討が必要



●認定NPO法人：活動の進捗によりNPO法人は、認定NPO法人の取得とその優遇措置の活用が望ましい

- 地域住民主体型のNPO法人**：NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「**地域住民主体型のNPO法人**」も許容されるため、**積極的な活用**が望ましい（NPO法の解釈の明確化）

- 社会的利益追求を目的とした営利法人**：地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる

●地縁型組織の法人格

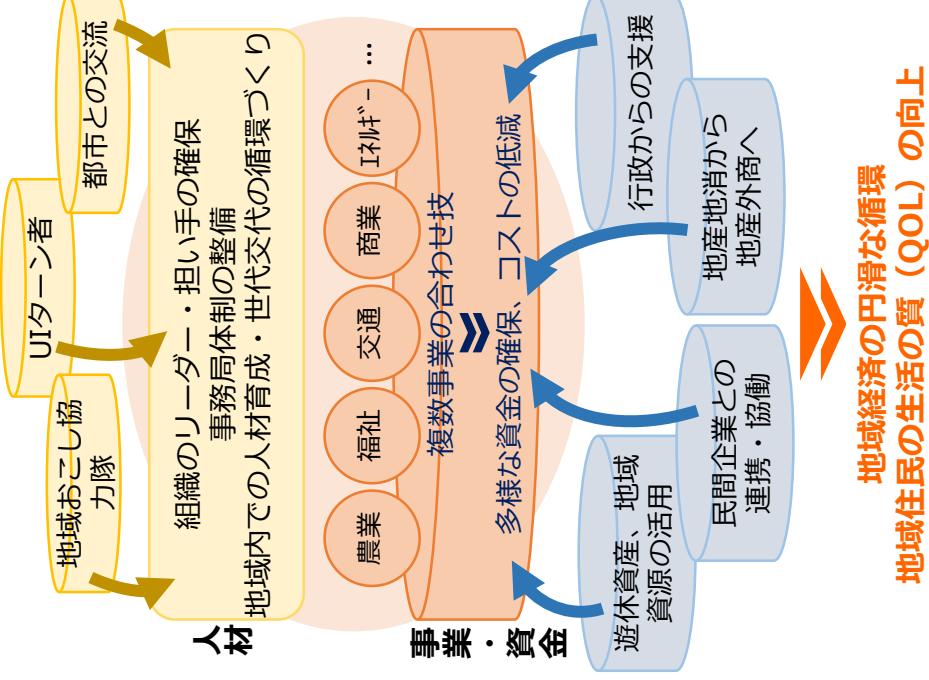
- 既存の法人制度を参考にしつつ、経済活動を行う地縁型組織の法人化を促進する上で現行の制度に不足している点があるかどうか、また、どのような制度にしていくことが望ましいか、検討する必要がある

【検討の留意点】

- ・**設立目的**：地縁型組織が経済活動を行うために必要な権利能力を取得することができるようにすることが望ましい
- ・**構成員**：区域のすべての住民が構成員になることができるが、地域の相当数の住民が主体となつて構成することが「不可欠」
区域外の住民や各種団体と適切な連携を図りつつも、議決権を有する構成員は地域の住民に限ることが「適当」
- ・**地域代表性**：地域で活動している既存の法人活動を排除することのないよう特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度の創設は慎重な検討が必要
- ・**ガバナンス**：構成員が多数になる場合には、総代会のような意思決定の仕組みを設けることも考えられる
活動の多様性を踏まえ、一律に計算書類等の作成の義務付けを行うことは適当ではないが、経済活動を行う場合、取引の安全、第三者保護の観点から一定の書類等について作成・公開を行う仕組みも考えられる

地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けた最終報告【概要③】

2. 地域運営組織の取組を推進する上で課題と解決方策



(2) 人材の育成・確保（地域づくりの自覚の形成や、スキル磨き）

- ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進のため、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効
- UIターン者の呼び込み、地域資源を活用した都市との交流、地域おこし協力隊等の活用を図るべき

(3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ただし、行政や外部組織からの支援に全面的に依存するのではなく、自力による多様な資金の確保策の検討が必要。地域貢献活動を行う民間企業との連携・協働も重要
- 複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

(4) 事業実施のノウハウ

- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意
- 事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要
- 計画を立案・実践する中で、進歩状況と成果を確認し、事業の改善、効率化を図るサイクルの確立も重要

地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けた最終報告【概要④】

2. 地域運営組織の取組を推進する上で課題と解決方策

(5) 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携

- ・地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担においてこれを支援
- ・市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要
- ・都道府県はは地域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立が必要
- ・国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要。また、地域運営組織の情報交換の場となる全国的なプラットフォームや、取組効果の「見える化」、優良事例の横展開を進めることが必要
- ・行政による支援とともに中間支援組織による支援も期待。地域の実情に即して、中間支援組織の立上げや活動を行うための様々な支援も重要
- ・地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要

(6) 都市部における取組

- ・都市部においても、特に高度成長期に整備した住宅団地等において、人口減少・高齢化と生活サービスの減少は、中山間地域と同様の課題。地域運営組織の取組が進んでいる地域は、従来からの地域コミュニティが基盤
- ・特定の地域の先駆的な取組を、行政が横展開する形で支援を行うことも重要
- ・取組に要する費用が高い点や、収益事業につながる地域資源が乏しい点がある一方で、様々な職業経験を持つた多種多様な人材がいることなど、中山間地域との取組条件の違いに留意
- ・今後、急速な高齢化・人口減少に伴い、中山間地域と共通する点が多く、地域運営組織の活動状況について、知見を蓄積し、横展開を図ることが求められる

3. おわりに

- ・国は、本報告の内容及び地域運営組織の重要性について、全国の地方公共団体への理解・普及と地域住民への意識啓発につなげていくことが重要
- ・都道府県・市町村は、地方公共団体間や中間支援組織との協働により地域運営組織の育成を図ることが重要
- ・地域運営組織の量的拡大と質的向上に向けた契機となることを期待

地方における若者の修学・就業の促進に向けた大学改革－概要

平成29年12月8日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

(1) 東京一極集中の現状 と課題	(2) 大学を巡る現状と 課題	(3) 地域産業、若者雇用を 巡る現状と課題	(4) 徹底的な「見える化」の必 要性
・ <u>東京都の大学進学者収容 力は約200%と突出。東京 23区の大学生は増加傾向。</u>	・ <u>地方大学は、「総花主義」、 「平均点主義」から脱却し、 特色を出すことが必要。</u>	・ <u>地方において高等教育機 関が充実していないこと、 若者や保護者の東京での 就職に捉われる意識、地 方に充実した職場が多く ないことが、相互に悪循環 を起こしているとの指摘。</u>	・必要な情報を可視化して、 それぞれの地域の強みや課 題の所在を把握するとともに、 解決策等のアクションがとれ るところまで徹底的に分析す ることが必要。
・ <u>地方大学振興、東京の大学 の定員抑制をセットにした 抜本的な対策、地方での魅 力のある雇用創出等の対策 が必要。</u>	・ <u>産業構造の変化への対応、 地域のニーズに応じた人 材育成・研究成果の創出 が十分でない等の指摘。</u>		

2 地方創生に資する大学改革の方向性

(1) 東京の国際都市化への対応	(2) 地方の特色ある創生に向けた 地方大学等の対応	(3) 大学の機能分化の推進
① 高度な専門人材教育と研究拠点 世界的な金融拠点、先進的医療 関連企業の集積等 ② 世界のプレーン・サーチュレーションの中核 優れた外国人研究者や留学生の 集積する教育・研究拠点の確立	① 「特色」を求めた大学改革・再編 ② 地方創生に貢献するガバナンス強化 ③ 地方での役割・位置づけの強化 ④ 生涯学習・リカレント教育への貢献 ⑤ 地域のシンクタンクとしての機能 ⑥ 企業研修のニーズへの対応	・グローバル化や地方創生などに対応する 観点から、大学の機能分化を推進。 G型(グローバル型): 世界水準の学術研究、 グローバルツップエリート人材の輩出 L型(ローカル型): 特色ある地域の中核産 業を支える専門人材の育成・確保等、 L型でも分野によりグローバル対応を推進

3. 今後の取組（1）地方の特色ある創生のための地方大学の振興

基本的認識

○地方大学の振興に当たっては、「総花主義」から脱却し、産官学が連携して地域産業の特性等を踏まえつつ各大学の強みのある学問領域・研究分野のさらなる強化に取り組み、特定分野においては、グローバリゼに競争力を持つ拠点を構築することが重要である。

○地域の技術開発力やマーケティング力を高めるため、首都圏の大学や研究開発法人、さらには海外の大学等との連携により優れた英知を結集し、ベンチャー企業の創出やイノベーションに向けた取組を支援する視点が重要である。

具体的取組

（中核産業振興・専門人材育成への振興計画制度、国の支援）

○国的基本方針を踏まえ、首長のリーダーシップの下で、産官学連携のコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業の振興（ものづくり産業、農林水産業等）やその専門人材育成などの振興計画を策定できるものとする。そのうち地方創生の優れた事業として国が認定したものに対しては、新たな交付金により支援する。認定に当たっては、当該事業は地方版総合戦略に位置づけられることが必要であり、また各地方公共団体に一律に行うのではなく、首長のリーダーシップ、振興計画の事業内容等を勘案し、地域が一丸となつて本気で改革に取り組む優れた事業に限定する。

○地方が中核的な産業振興と専門人材育成等に取り組むにあたり、国の役割として、基本的な方針を示す。

○域内連携のみならず、東京圏の大学や、研究開発法人との積極的連携を進める。

○地域特性を踏まえ、専門職大学を活用するほか、短期大学、高等専門学校、専門学校といった4年制大学以外の高等教育機関も活用する。

（学生の対流・交流の促進、地方私立大学の改革の推進）

○東京圏と地方の大学の学生が相互に対流・交流する取組を促進する。

○地方公共団体や企業と連携しながら、地域に貢献しながら、地方私立大学を支援する。

(2) 東京23区の大学の定員抑制

基本的認識

- 2000年から2015年の間に若者（15～29歳）人口は、約3割減少（1,831万人→1,299万人と532万人減少）。
- 全国の大学生（287万人）の約18%が東京23区（53万人）に集中し、さらに近年増加傾向にあり、東京23区への集中は高まっている。
- 18歳人口については、2017年の120万人が、2040年には88万人に減少するなど、大幅に減少する見込み。
- 今後も、東京23区の大学の定員が増加し続けると、地域間の大学の偏在が進み、地方における大学の撤退等が生じ、高等教育の就学機会の格差が拡大しかねない。

具体的取組

- 地方に若者を定着させるとともに、全国的に見た大学の適正配置や就学機会の格差是正といった観点から、行政が適切に関与することが必要であり、東京23区においては、原則として大学の定員増を認めないこととする。
- なお、以下のように、東京の国際都市化に応する場合、若者の東京圏への転入増加にこつながらない場合等、真にやむをえない場合は、例外とする。

留学生

←東京の国際都市化に対応

- 社会人
←職場と近接した場所で社会人の学び直し・キャリアアップに寄与

- 収容定員増について、投資と機関決定等を行つている場合
←規制を行う以前における大学経営の自主性・主体性を尊重

(3) 東京における大学の地方移転の促進

- 地方のサテライトキャンパスについては、教育研究環境を確保した上で、取組の推進を図る（廃校舎等の有効活用）。
- サテライトキャンパスを望む地方側と大学側の意向をマッチングする仕組み等を検討する。

(4) 地方における若者の雇用の創出

基本的認識

- 全国で有効求人倍率が高止まりし、人手不足が顕在化しているにも関わらず、就職のタイミングでは、今なお東京圏への大幅な転入超過が続いている。
- 地方における魅力ある雇用の創出や若者の就業促進は地方創生において極めて重要であることから、地域の関係者の連携を一層強化する。

具体的取組

(魅力のある良質な雇用機会の創出・確保)

- 地域に新たなビジネスや雇用を創出するため、官民一体となつた起業・創業を支援する。
- 「地域未来投資法」に基づく支援等により、中堅・中小企業の取組を推進する。
- 新たな事業展開を支える経験豊富なプロフェッショナル人材の活用を促す。
- 地域の特性に応じた「働き方改革」を推進し、企業によるワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し等の取組をワンストップで支援する。

(東京に本社を持つ大企業等に求められる取組)

- 地方拠点強化税制について、対象要件の引下げ等更なる拡充により、インセンティブ強化策を講ずる。
- 大企業の選考・採用に関しての実態の把握、好事例の周知等を通じて、より多くの企業が地方で採用活動を積極的に行うことができるよう促す。

(企業を知る機会の提供、早い段階からの職業意識形成)

- ユースエール認定制度等を活用して、地方の中小企業の魅力を若者に発信するとともに、地方公共団体が地元の優良企業を選定し、学生に紹介する取組を推進する。
- 中高生等の早い段階から職業意識形成を図り、地元企業等の魅力の浸透に取り組むことが重要である。

(学生等の地方還流促進)

- 東京圏の学生等のUJTアーンにより地方企業への就職を促進するための奨学金返還支援について、全国展開するとともに、必要な見直しを検討する。
- 地方創生インシターンシップに関して、地方公共団体と首都圏の大学との緊密な連携体制の構築を促進するためのプラットフォームの形成等を実施する。

地方大学・地域産業創生事業

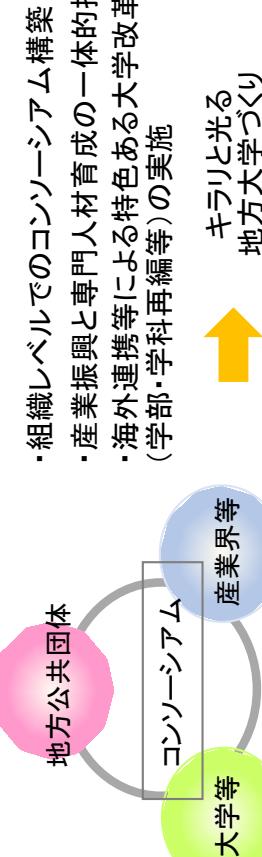
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室)

30年度概算決定額 内閣府及び文部科学省合計 100億円

〔内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）〕

事業概要・目的

- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などをを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- この地方大学振興策と東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の3点から成る法案を次期通常国会に提出し、地方における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



事業イメージ

- 【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】
 - 国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、首長主宰のコンソーシアム（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画を策定。
 - 同計画に位置付けられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、国の有識者委員会の審査を経て優れた事業として認定を受けたものに対して、新たな交付金により支援（原則5年間）。
 - 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会において毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
 - このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。

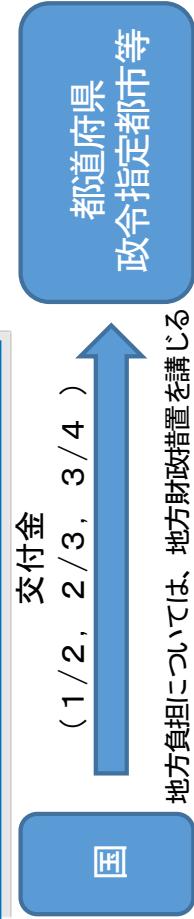
関連事業分

- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
 - ・地方創生インターンシップ事業（0.6億円）
 - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円） 等

期待される効果

- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中のは正に寄与します。

資金の流れ（内閣府交付金分）

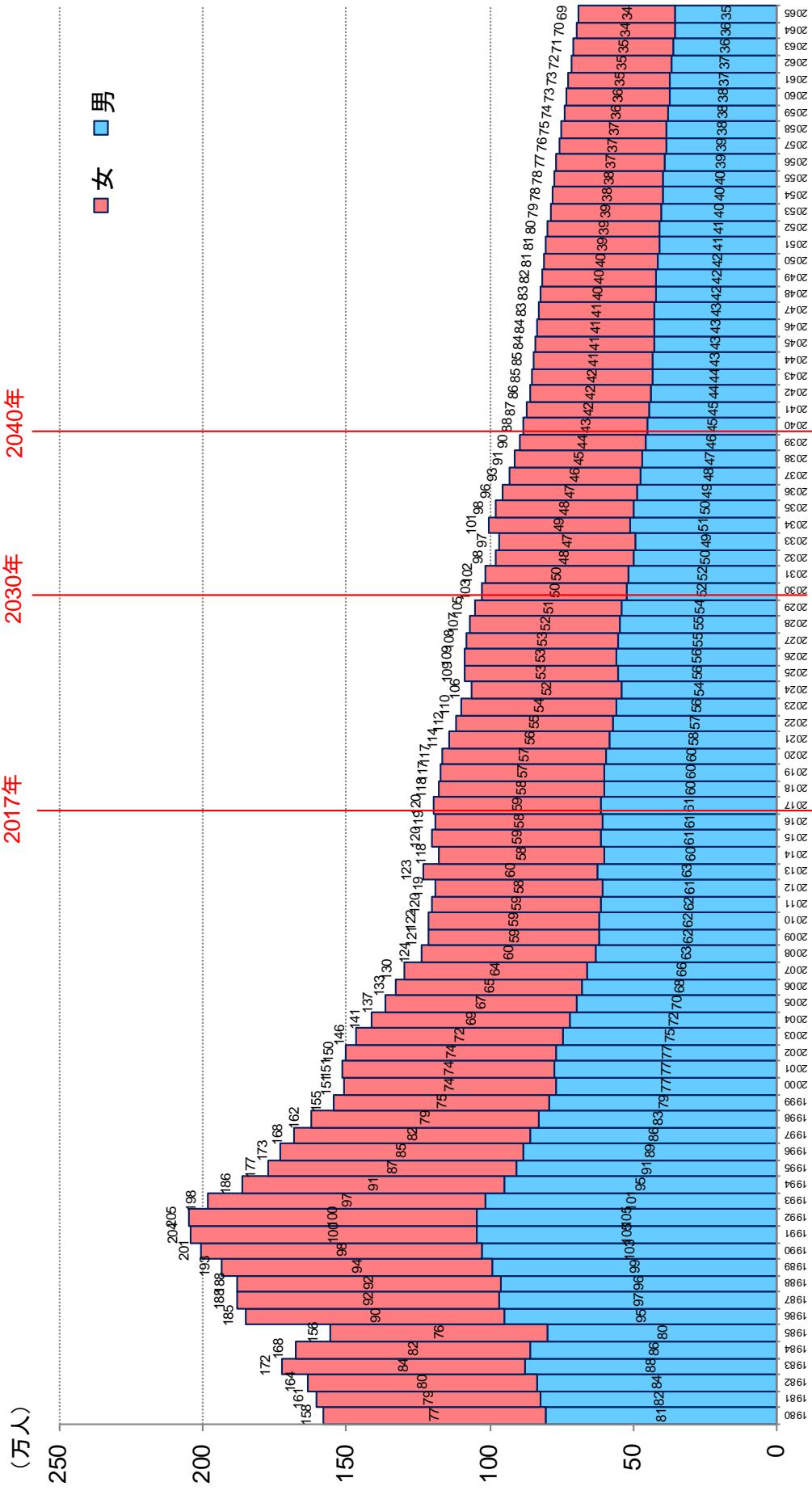


交付金
(1/2, 2/3, 3/4)

地方負担については、地方財政措置を講じる

1. 18歳人口（男女別）の将来推計

- 2017年の18歳人口は、約120万人であるが、2030年には約103万人まで減少し、さらに2040年には約88万人まで減少するという推計となっている。



2. 大学数、学生数の現状

- 学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は7割を超える。
- 東京圏の学生数は、全国の4割を占めている。また、東京都は全国の26%を占めており、東京23区だけで全国の18%を占めている。

■ 学校数

	学校数			構成比		
	合計	国立	公立	私立	合計	国立
全国	777	86	91	600	100.0%	11.1%
東京圏	223	16	6	201	28.7%	2.1%
東京都	137	12	2	123	17.6%	1.5%
23区	93	7	1	85	12.0%	0.9%
神奈川県	31	2	2	27	4.0%	0.3%
埼玉県	28	1	1	26	3.6%	0.1%
千葉県	27	1	1	25	3.5%	0.1%
地方圏	554	70	85	399	71.3%	9.0%
(参考) (H13) 23区	71	8	1	62	10.6%	1.2%
(参考)						0.1%

■ 学生数

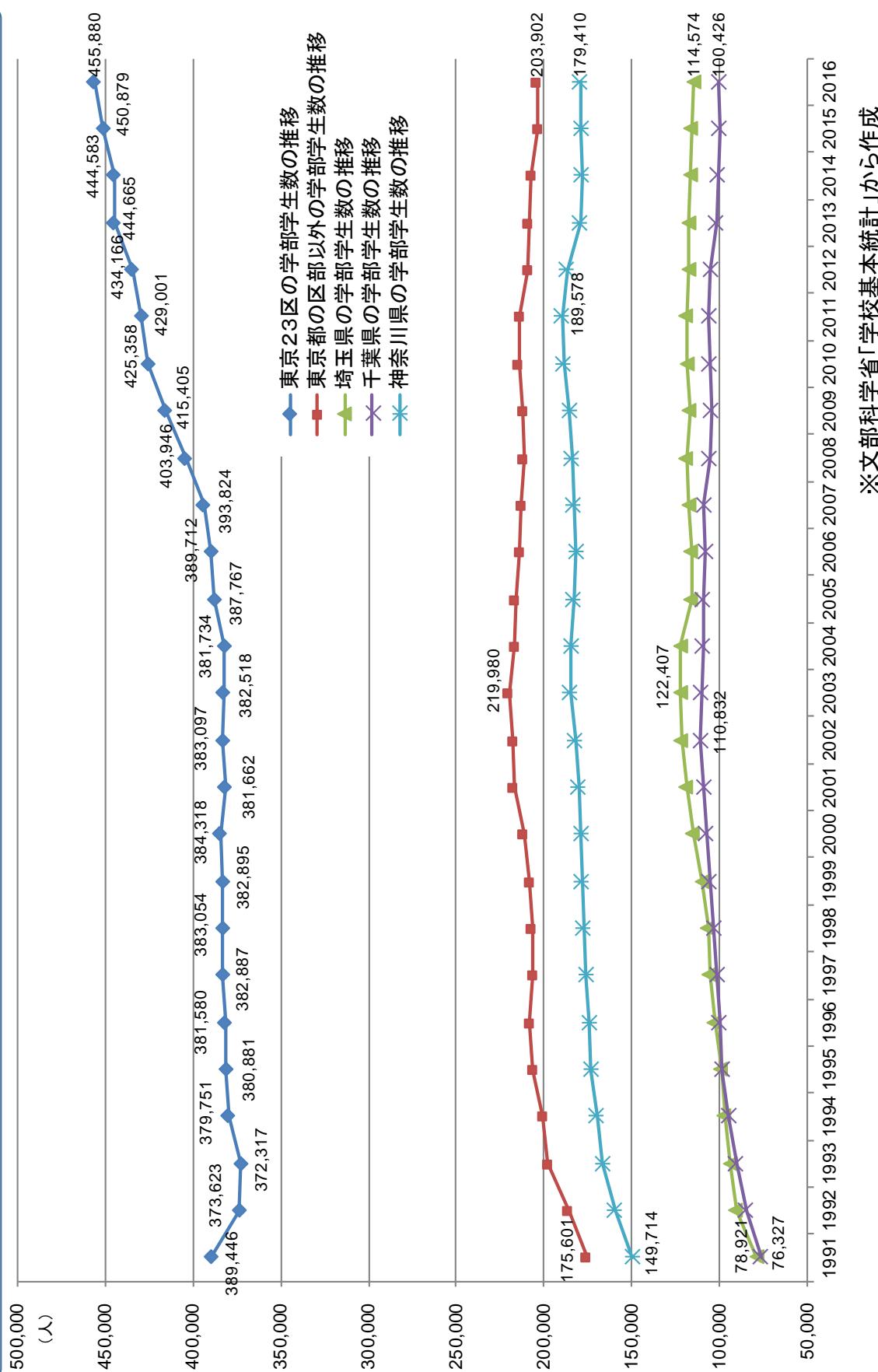
	学生数			構成比		
	合計	国立	公立	私立	合計	国立
全国	2,873,624	610,401	150,513	2,112,710	100.0%	21.2%
東京圏	1,171,386	113,335	18,170	1,039,881	40.8%	3.9%
東京都	746,397	76,231	9,658	660,508	26.0%	2.7%
23区	525,987	48,731	1,481	475,775	18.3%	1.7%
神奈川県	193,878	12,066	6,013	175,799	6.7%	0.4%
埼玉県	119,999	8,705	1,770	109,524	4.2%	0.3%
千葉県	111,112	16,333	729	94,050	3.9%	0.6%
地方圏	1,702,238	497,066	132,343	1,072,829	59.2%	17.3%
(参考) (H13) 23区	439,702	47,993	848	390,861	15.9%	1.7%
(参考)						0.0%

*学部のほか大学院の学生等を含む。

*文部科学省「学校基本統計(平成28年度)」により作成

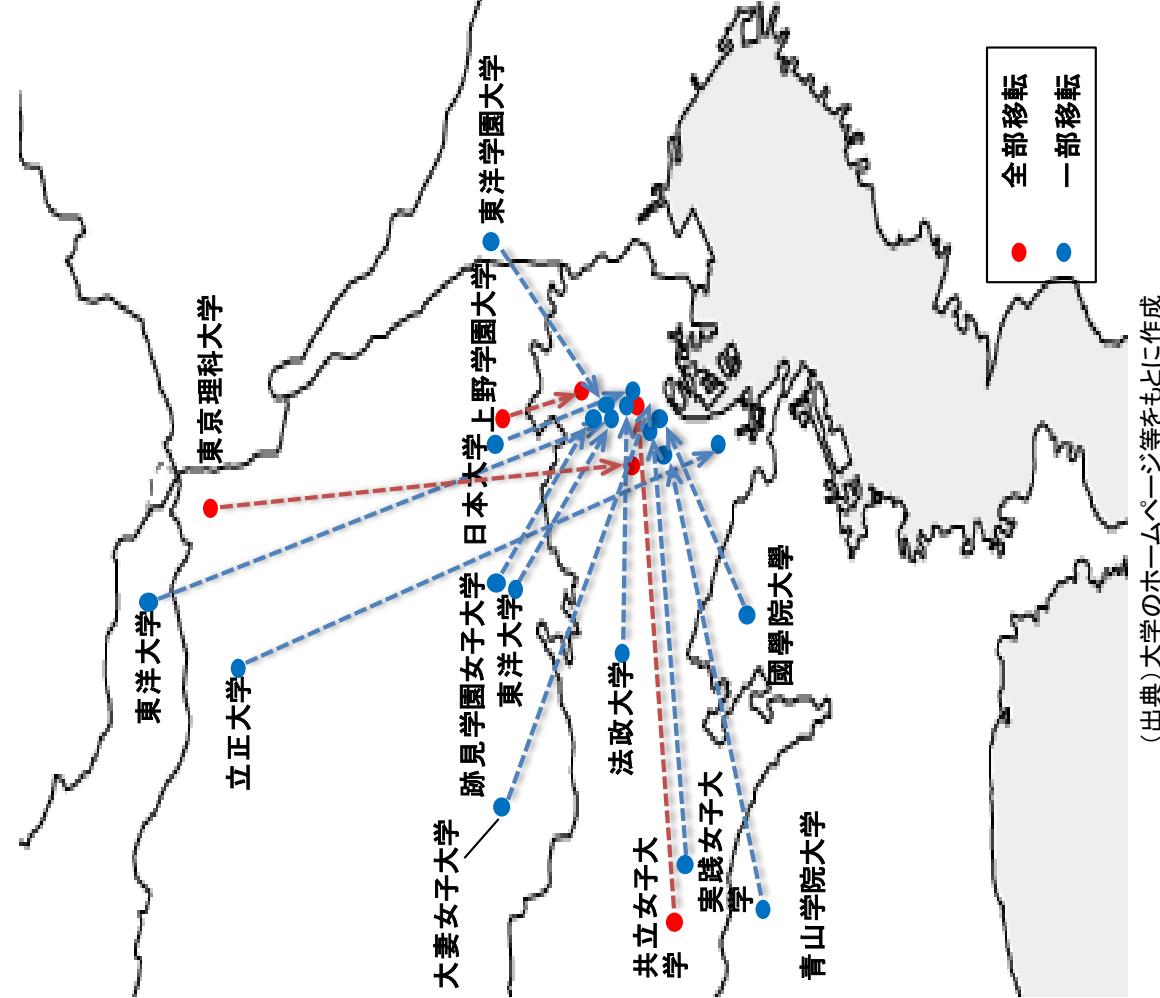
3・東京圏の学部学生数の推移

- 東京23区の学部学生数は増加傾向にあるが、東京圏のその他の地域においては、最近は横ばいで推移している。



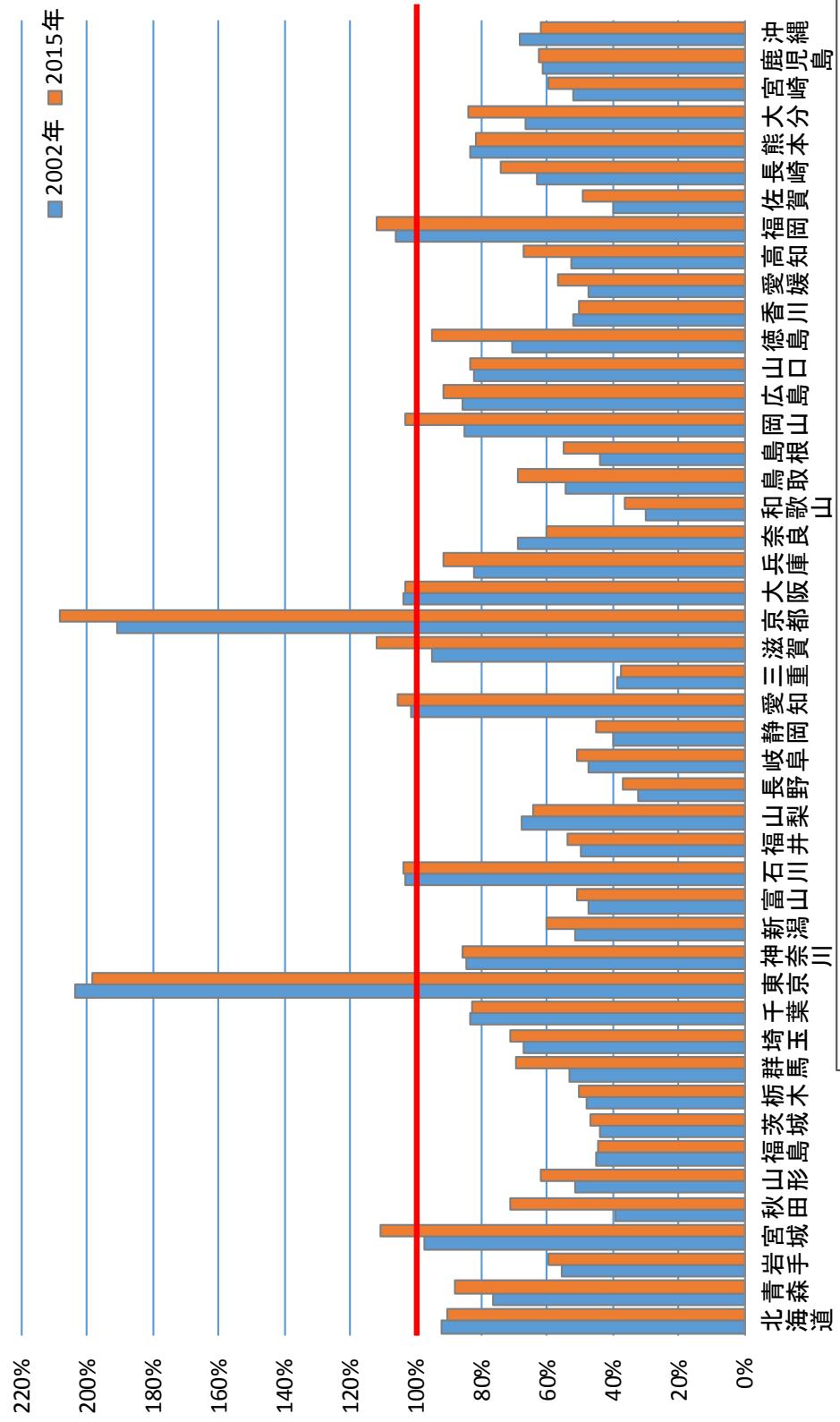
4. 近年の東京23区への大学のキャンパス移転の例

大学名	実施年	旧所在地	移転先
立正大学	H14、18、19、26	埼玉県熊谷市	東京都品川区
東洋大学	H17	埼玉県朝霞市	東京都文京区
	H21	群馬県板倉町	東京都文京区
共立女子大学	H18	東京都八王子市	東京都千代田区
法政大学	H19	東京都小金井市	東京都千代田区
上野学園大学	H19	埼玉県草加市	東京都台東区
東洋学園大学	H19	千葉県流山市	東京都文京区
跡見学園女子大学	H20	埼玉県新座市	東京都文京区
日本大学	H22	埼玉県さいたま市	東京都千代田区
國學院大學	H22	神奈川県横浜市	東京都渋谷区
青山学院大学	H25	神奈川県相模原市	東京都渋谷区
実践女子大学	H26	東京都日野市	東京都渋谷区
大妻女子大学	H27	埼玉県入間市	東京都千代田区
東京理科大学	H28	埼玉県久喜市	東京都新宿区



5. 都道府県別大学進学者収容力の変化

- 東京都及び京都府の大学進学者収容力が200%程度と突出しており、これに続くグループ(愛知県、大阪府等)は100%から110%程度であり、それ以外は100%を切っており、特に長野県、三重県、和歌山県は40%を切っている。

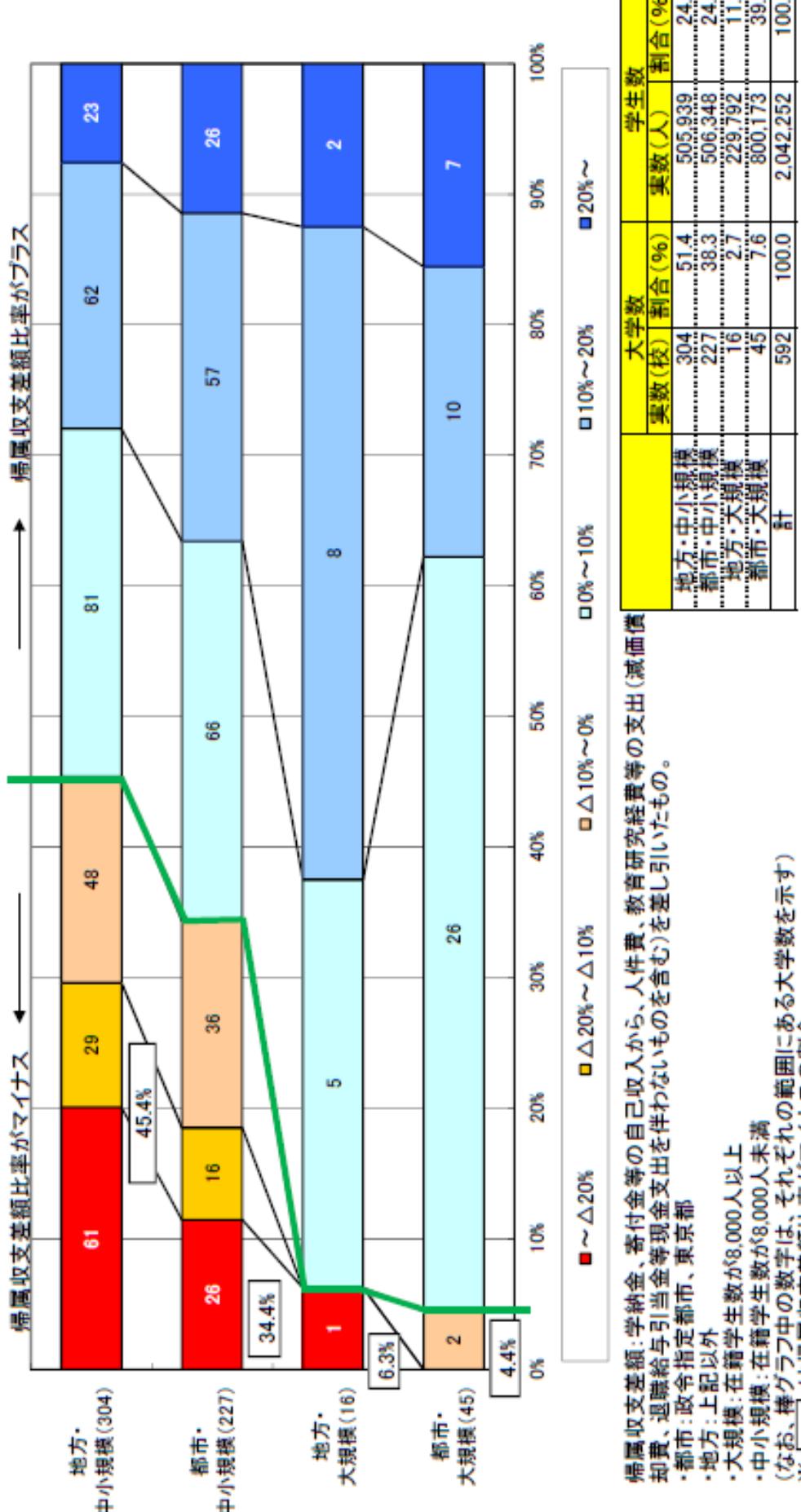


○大学進学者収容力 = (各県の大学入学定員 / 各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数) × 100

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数…文部科学省「学校基本統計」

6. 帰属収支差額比率の大学類型別の分布（2015年度）

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
 ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成27年度版）」

7. 東京都の大学入学者数が一定とした場合の将来推計

- 仮に、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合(51.5%)及び東京都の大学入学者数(14.9万人)が将来も維持されるとした場合、地方圏の大学の入学者数は大幅に減少しかねない。
(2015年度 46.9万人 → 2040年度 30.5万人 △15.4万人、△33%の減少)
- その場合、地方圏の大学の定員数が維持されるとすれば、大幅な定員割れが生じうる。
(2040年度 30%の定員割れ)

	年度	2015		2030		2040	
		学生のシェア		学生のシェア		学生のシェア	
東京都	18歳人口(万人)	120.0		102.5		88.2	
	入学者総数(万人)	61.8	100%	52.8	100%	45.4	100%
	A 定員数(万人)	15.1		15.1		15.1	
	B 入学者数(万人)	14.9	24%	14.9	28%	14.9	33%
その他 の道府県	B/A(%)	98%		98%		98%	
	C 定員数(万人)	44.0		44.0		44.0	
	D 入学者数(万人)	46.9	76%	37.9	72%	30.5	67%
	D/C(%)	107%		86%		69%	

※ 18歳人口については文部科学省作成資料より
2015年度の定員数は文部科学省調べ、入学者数は学校基本調査統計より

- ※ 2030年度、2040年度については、下記の仮定により推計
- ・入学者総数は、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合を維持すると仮定して、18歳人口から推計
 - ・東京都の定員数は15.1万人(2015)、入学者数は14.9万人(2015)を維持すると仮定
 - ・その他の道府県の定員数は44.0万人(2015)を維持すると仮定
 - ・その他の道府県の入学者数は、入学者総数から東京都の入学者数を差し引いて推計

(「第5回地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」(平成29年4月18日)増田委員提出資料を基に作成)

(資料1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年における総点検

- 平成29年度は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム」をまち・ひと・しごと創生担当大臣の下で3回開催した。
- 総合戦略において設定している基本目標及び各施策のKPI（計120個）の進捗状況を次の3つに分類した。
 - ① 目標達成に向けて進捗しているもの（目標を達成するもの及び実績値が当初の値よりも上昇しているもの）
 - ② 現時点では、目標達成に向けた政策効果が必ずしも十分に発現していないものの等
 - ③ その他（現時点において統計上実績値の把握不可能なもの等）

【各KPIの進捗状況※】

全KPI		基本目標のKPI	各施策のKPI
①	86件 (88%)	8件 (62%)	78件 (92%)
②	12件 (12%)	5件 (38%)	7件 (8%)
③	22件	2件	20件
合計	120件	15件	105件

(うち、各基本目標等の主なKPI(2020年目標)の進捗状況)

<基本目標①> 地方に「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）
**5年間で30万人
→9.8万人創出 (2015年)**
- ・女性（25～44歳）の就業率
**77%
69.5% (2013年)
→72.7% (2016年)**

<基本目標②> 地方への新しい「ひと」の流れをつくる

- ・地方・東京圏の転出入均衡
東京圏への年間転入超過
**10万人 (2013年)
→12万人 (2016年)**
- ・週労働時間60時間以上上の雇用者割合
**5%に低減
8.8% (2013年)
→7.7% (2016年)**

<基本目標③> 結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性継続就業率
**55%
38.0% (2010年)
→53.1% (2015年)**
- ・週労働時間60時間以上上の雇用者割合
**5%に低減
8.8% (2013年)
→7.7% (2016年)**
- ・立地適正化計画作成市町村数
**150都市
4都市 (2016年9月末)
→112都市 (2017年7月末)**
- ・「小さな拠点」等の地域運営組織
**3,000団体
1,656団体 (2014年)
→3,071団体 (2016年)**

※ 各KPIの進捗状況の出典は、第3回KPI検証チーム（平成29年11月29日開催）の参考資料（資料5）

【これまでの地方創生の取組への評価】

- 基本目標①、③、④については、概ね目標達成に向けた施策が進展。
- 一方、基本目標②「地方への新しいひとの流れをつくる」については、各種の施策を講じているものの、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない。

(資料2) 「地方への新しいひとの流れをつくる」ための提言

【基本目標②「地方への新しいひとの流れをつくる」への認識】

- 現時点で「地方・東京圏の転出入・均衡」という目標の見直しを行うべきではない。
○その上で一層の取組強化により、「地方への新しいひとの流れをつくる」ことで目標の達成を目指すべき。

(目標の見直しを行わない主要な理由)

- ・各施策の効果が発現するには一定の期間を要するが、ほとんどの自治体が取組を開始して2年程度しか経っていないこと
- ・地方の立場からではなくなか目標が達成されていないから下方修正するというのは本末転倒であること
- ・地方創生の根幹的な目標であり堅持すべきであり、達成するためにどうすればよいか考えるべきであること

【地方への新しいひとの流れをつくるための対応方針】

このような認識を踏まえ、以下の取組が必要である。

- ① 若年層（特に大学進学時）の東京圏への転入超過に対応する取組
 - キラリと光る地方大学づくり（産官学連携の推進体制の構築等）
 - 地方における若者の雇用機会の創出（奨学金の返還支援制度の全国展開等）
- ② 大都市圏を構成する道府県における各世代の東京圏への転出超過に対応する取組
 - 地方拠点強化税制の拡充等による雇用創出
 - 若者にとつて魅力ある都市圏形成の方策検討
- ③ 上記を含め、ライフステージに応じた「太い幹」として地方への大きなひとの流れをつくる取組
 - (幼少期～10代) ● 子供の農山漁村体験の充実
 - (若年層) ● キラリと光る地方大学づくり「再掲」等
 - (30代～50代) ● 地方拠点強化税制の拡充等による雇用創出「再掲」等
 - (アケティブ・シニア) ● 生涯活躍のまちの推進等
 - (各世代共通) ● これまでにない地方生活の魅力発信（国民の耳目を集めること・広報の強化等）
 - 抜本的なリバーン施策の強化（個々の県等のリバーン施策を全国展開などで後押し）
 - 結婚・出産・子育て期 ● 「地域アプローチ」による働き方改革等

「わくわく地方生活実現会議」報告書

～自分らしい生き方を地方に求めて～【概要】

現状と課題

平成30年6月5日 わくわく地方生活実現会議

東京一極集中

- 平成29年に東京圏は若者(15~29歳)を中心に、12万人の転入超過を記録し、全人口の約3割が集中。
- 平成12年から平成27年までに、地方の若者は約3割(532万人)減少、出生数は約2割(17万人)減少。

⇒若者等にとって魅力のあることや暮らしの環境をつくり、ひとを呼び込むような施策を強化することが課題

基本的認識

- 単に地方の担い手の必要な数を確保するという量的な視点だけではなく、個人の立場に立って、それぞれが地方での生活をイメージし、その希望をかなえるという質的な視点を重視することが必要。
- ターゲットごとに適した手法を用いつつ、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信に取り組むことが必要。

今後の取組

(1) 若者を中心としたUJターン対策の抜本的強化

- UJターン人材による起業や地元企業への就業・事業承継の円滑な実現が重要であり、全国的なマッチングを支援する仕組みを構築する
- 地方創生推進交付金も活用し、地方移住を後押しする支度金などの財政的な支援を行う
- 「観光以上移住未満」の「関係人口」の拡大に取り組む 等

(2) 女性や高齢者等の活躍の推進

- 地方ににおける女性や高齢者等による起業や地元企業への就業・事業承継の円滑な実現が重要であり、全国的なマッチングを支援する仕組みの構築や、財政的支援を行う
- 地方でリカレント学習の機会を増やすため、遠隔地授業や、地方大学の出張講座等を推進する 等

(3) 地方創生に資する外国人材の活用

- インバウンドや地元企業の海外展開等が盛んになる中で、地方政府のニーズと外国人材のニーズを円滑にマッチングさせる新たな仕組み(財政支援も含む)を構築する
- 外国人留学生の就職時の在留資格変更手続きを簡素化する 等

(4) 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

- 若者に対して、地方でどう生きられるのかといった情報を発信する
- 子育て世代に対して、子どもの生きる力や考える力を育むという観点からの「地方の教育力」について発信する 等

「地域魅力創造有識者会議」報告書【概要】

1. 取りまとめ項目

I. 小規模市町村を含む全ての地方公共団体への対応方策

- (1) 地方創生の次のステージに向けた視点
- (2) UIJ ターンによる起業・就業者の創出

II. 中枢中核都市の機能強化等まちづくり

- (1) 中枢中核都市の機能強化
- (2) 高度経済成長期型まちづくりからの転換

2. 検討経緯

中枢中核都市の機能強化や、小規模市町村を含めた全ての地方公共団体への対応方策等について、計7回にわたり議論を行った。

	開催日	テーマ
第1回	9月4日	○地方創生の現状について
第2回	9月21日	○中枢中核都市の機能強化等まちづくりについて <事務局説明+ゲストによる以下のプレゼンテーション> <ul style="list-style-type: none">・中枢中核都市の実像～人口の分析を通して～
第3回	9月26日	○わくわく地方生活実現政策パッケージに関連する取組について <事務局説明等+ゲストによる以下のプレゼンテーション> <ul style="list-style-type: none">・農泊による地域振興について・人材活用の未来形としての地方企業におけるプロジェクト型人材活用・関係人口のつくり方
第4回	10月11日	○中枢中核都市の機能強化等まちづくりについて <事務局説明+ゲスト・委員による以下のプレゼンテーション> <ul style="list-style-type: none">・地方都市における若者・女性の意識および保育・子育て環境について・日本の都市特性評価・Society5.0と地方創生
第5回	10月31日	○人材育成を中心とした今後の地方創生の取組について ○地方創生推進交付金を活用した移住支援について <事務局説明+ゲスト・委員による以下のプレゼンテーション> <ul style="list-style-type: none">・UIJ ターン拡大に向けた取組について・地方活性化に向けた大学の役割・外国人材の活躍促進について・まちとしごとの未来を創る人づくり
第6回	11月22日	○まちづくり、今後の産業のあり方を中心とした今後の地方創生の取組について <事務局説明+ゲスト・委員による以下のプレゼンテーション> <ul style="list-style-type: none">・都市間の人口移動の要因分析について・都市計画の見地から見た中枢中核都市の課題について・成熟型の都市経営・Society5.0ーともに創造する未来ー
第7回	12月6日	○取りまとめ（案）の提示

I. 小規模市町村を含む全ての地方公共団体への対応方策

(1) 地方創生の次のステージに向けた視点

- 以下のテーマについては、次期「総合戦略」の策定に併せて重點的な検討を行うこと。

※地方創生推進交付金については、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」で議論

1. 地方創生を担う「ひとづくり」の強化

- ① 地方創生に取り組む人材の掘り起こし
- ② 女性活躍
- ③ 地方創生に資する外国人材の活躍等

2. 地方への新しいひとの流れの強化

- ① 関係人口の拡大
- ② 自らの地域を学ぶ、地方を学ぶ機会の提供の強化

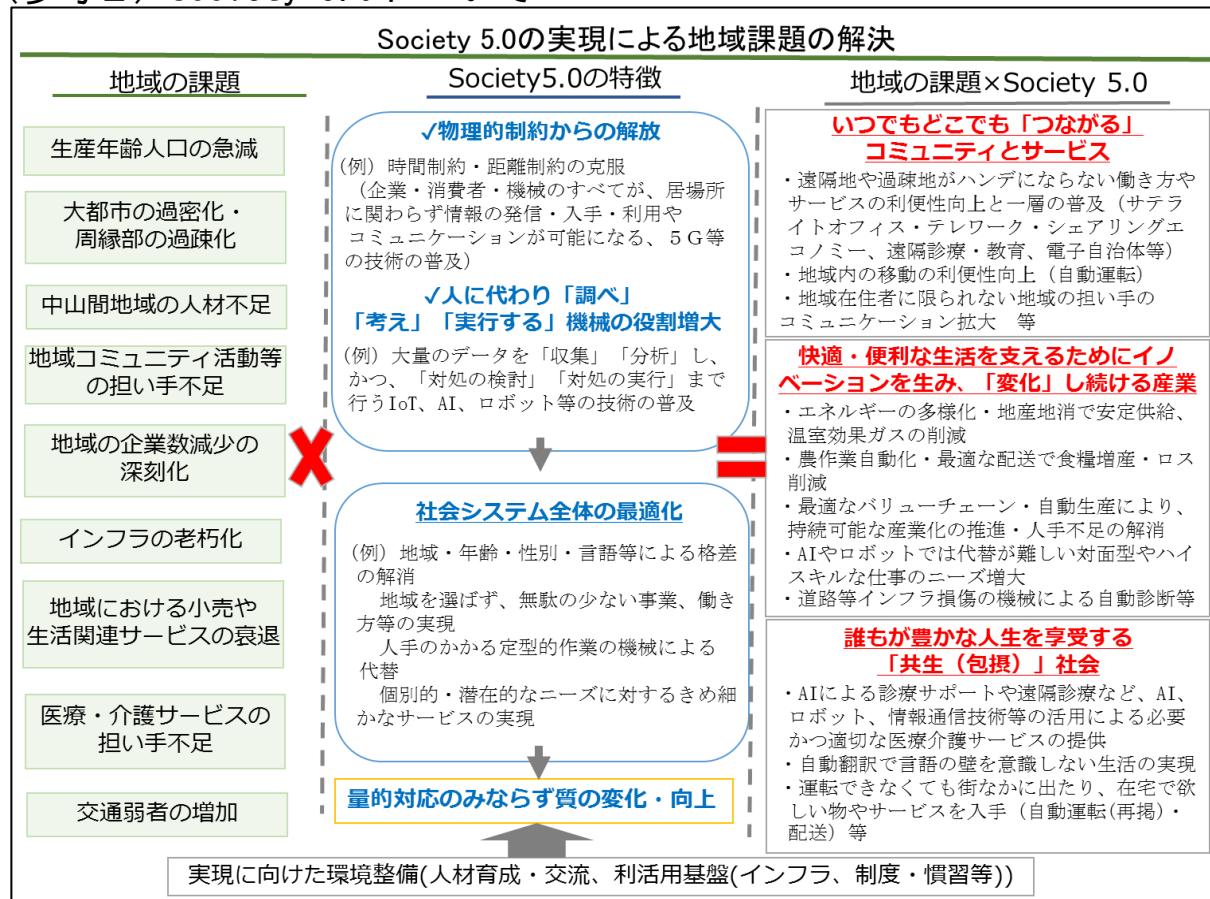
3. 今後の社会、経済状況の変化への対応

- ① Society 5.0
- ② SDGs
- ③ 地方創生推進交付金のあり方

(参考 1) 地方創生における人材育成・活用等について

年代 主体	10代	20代	30代～50代	60代～
官 民 (産業界等) 民 (NPO等)	<p>I. 各業界における人材育成・活用等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 産業界への支援○ 地方公共団体への支援○ 大学における取組例○ 金融機関における取組例○ 各業界に対する人材育成支援 <p>III. 自らの地域を学ぶ、 地方を学ぶ機会の提供</p> <p>II. NPO等による各地域における人材育成・活用等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各地域における人材育成等の取組例 (分野例:起業、移住支援、まちづくり、多文化共生 等)○ 人材育成の横展開の取組例			

(参考2) Society 5.0について



(参考3) SDGsについて

SDGs(持続可能な開発目標)

○2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。

○「誰一人取り残さない!持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のための2030年を年限とする17の国際目標(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている)。
○特徴は、以下の5つ。



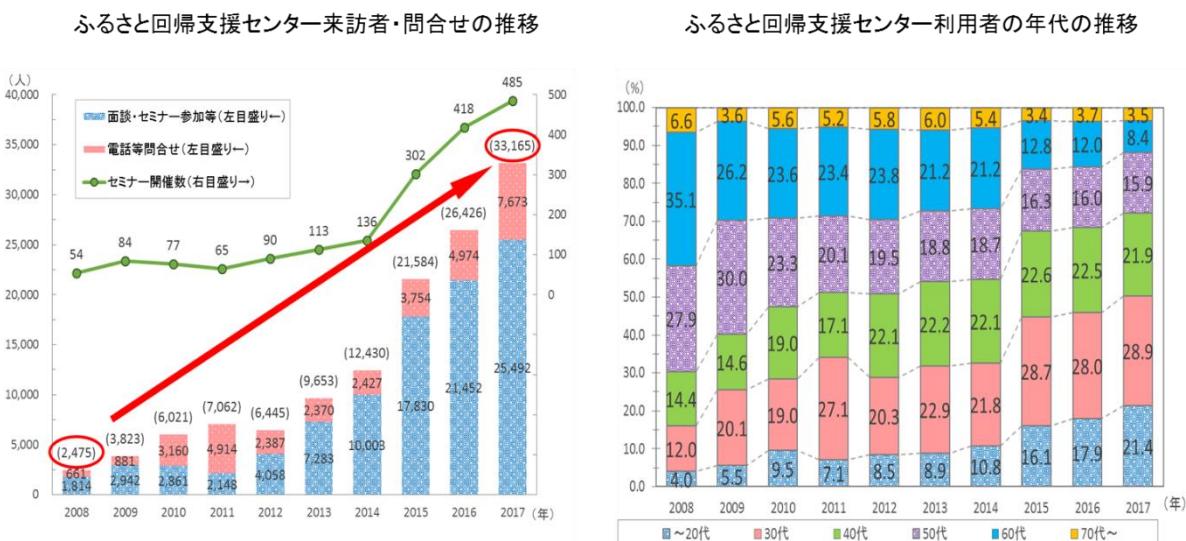
(2) U I Jターンによる起業・就業者の創出

- わくわく地方生活実現政策パッケージのうち、地方創生推進交付金を活用した移住支援については、以下の観点が必要。
 - ・ 他の制度との整合性を考慮し、東京 23 区の在住者及び東京 23 区への通勤者を対象とすることが適切ではないか。
 - ・ 東京圏（1都3県）内であっても条件不利地域については、配慮が必要ではないか。
 - ・ 移住施策においては、地域への定着に向けた移住者へのフォローを行うための体制整備が重要ではないか。
- 求人情報に加え、住まいの情報を含む生活に関する情報についても、容易に参照できるよう移住者視点での情報提供の充実を検討することが必要。

(参考1) わくわく地方生活実現政策パッケージ（まち・ひと・しごと創生基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定））

1. U I Jターンによる起業・就業者創出（6 年間で 6 万人）
2. 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6 年間で 24 万人）
3. 地方における外国人材の活用
4. 地域おこし協力隊の拡充（6 年後に 8 千人）
5. 子供の農山漁村体験の充実
6. 企業版ふるさと納税の活用促進
7. 国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信

(参考2) 地方移住への関心の高まり



(出典)平成29年度 国土交通白書

II. 中枢中核都市の機能強化等まちづくり

(1) 中枢中核都市の機能強化

(機能強化の意義)

- 中枢中核都市には、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待される。

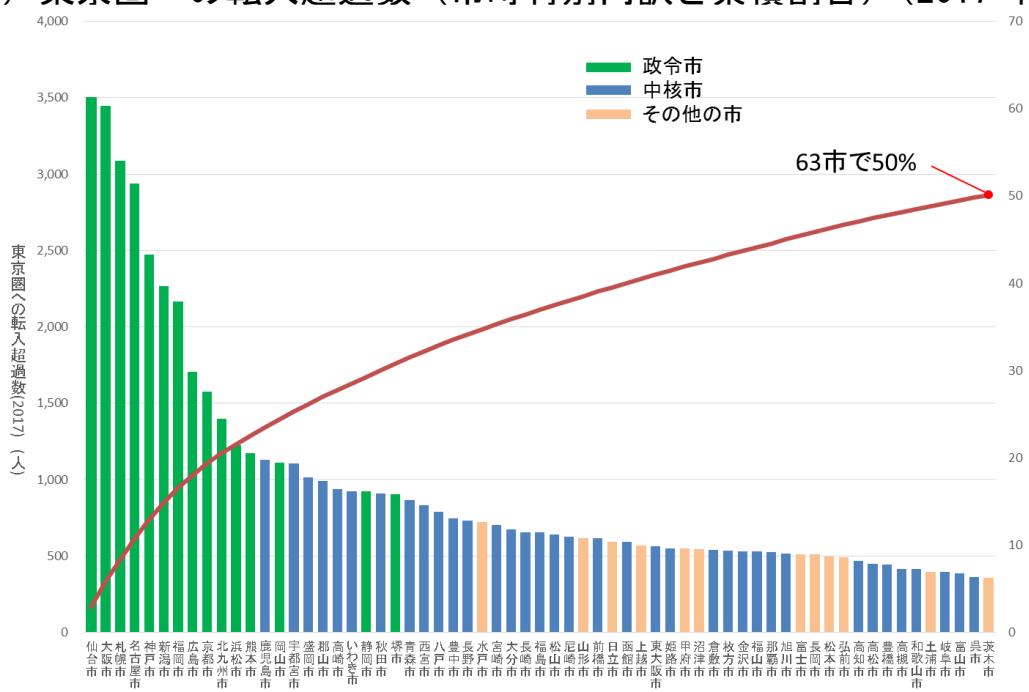
(範囲)

- 東京圏以外の政令指定都市、中核市、施行時特例市、県庁所在市又は連携中枢都市に該当する市
※昼夜間人口比率が概ね1.0未満の都市を除く

(支援策)

- 中枢中核都市の課題に対応したハンズオン支援
中枢中核都市の機能強化に向けて、中枢中核都市が共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象とし、手上げ方式によるハンズオン支援を検討
- 地方創生推進交付金等による支援
地方創生推進交付金をはじめとする各種支援策について、制度設計、運用改善を包括的に検討

(参考) 東京圏への転入超過数（市町村別内訳と累積割合）(2017年)



資料：住民基本台帳の人口移動のデータ(日本人口)に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成。

(2) 高度経済成長期型まちづくりからの転換

① 郊外住宅団地の再生

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた動きを推進するため、中心市街地活性化などに加え、郊外に多い住宅団地のまちづくりの取組を強化する必要がある。
- 多世代協働のまちづくりへの転換に向けて、高齢化した居住者が住み続けられ、若者や子育て世帯にとって魅力ある住宅団地の再生を実現する制度の構築を検討するべきである。

② 公共施設等の有効活用

- 民間の資金等を活用しながら、公共施設等を核として、地域の活力の再生を進めるためには、地方公共団体へのPPP/PFIに関するノウハウ提供等による積極的な支援を行うことを検討するべきである。

(参考) 高度経済成長期型まちづくりからの転換（郊外住宅団地の再生）

